

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省経営局経営政策課）

項目名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例		
税目	所得税（措法第24条の2及び24条の3） 法人税（措法第61条の2及び61条の3）		
要望の内容	〈制度の概要〉		
	<p>① 青色申告を行う認定農業者等が、農業経営改善計画等に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得等するために、経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、積立相当額を必要経費（損金）に算入することができる。</p> <p>② 当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合、当該年（事業年度）分の事業所得（所得）に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、必要経費（損金）に算入することができる。</p>		
	<p>〈要望の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限（R5.3.31）の2年延長</li> </ul>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （▲10,400 百万円） （－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

我が国農業が成長産業として持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくためには、生産性と収益性が高く、中長期的かつ持続的な発展性を有する、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が農業生産の相当部分を担い、安定的に農産物を生産・供給できる農業構造を確立することが重要である。

このためには、意欲と能力のある農業者が、将来にわたって農業を継続し、農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等の経営発展に取り組める環境を整備すること等により、競争力のある経営体を育成・確保することが重要である。

このため、認定農業者等の担い手に対し、本特例措置を講じることにより、農業経営の基盤強化を図るための農業用固定資産等への計画的な投資を促進し、競争力のある担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地の集積・集約化を加速化する。

(2) 施策の必要性

我が国において、高齢化・人口減少が本格化し、農業者の減少や耕作放棄地の拡大等により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、国民への食料の安定供給の確保等を図る上で、生産基盤である農地について、持続性をもって最大限利用されるようにしていくことが、待ったなしの課題となっている。

このため、本年5月に公布された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」により、地域農業の将来の在り方を明確化する人・農地プランを法定化し、地域の話合いにより、目指すべき農地利用の姿を明確化し、それを実現すべく、農地の集約化等を進めていくこととしている。

これにより、引き続き、効率的かつ安定的な農業経営を育成していく観点から、認定農業者等の担い手への農地の集積を加速するとともに、将来にわたり地域の農地を適切に維持・活用する多様な経営体により、農用地の効率的かつ総合的な利用が図られるよう取組を推進していくこととしている。

本特例措置は、地域の話合いにおいて農地の中心的な受け手となることが期待される認定農業者等を対象に、計画的な農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等の取組を促進するため、用途制限のない経営所得安定対策等の交付金を経営基盤の強化（農用地、農業用機械等の取得）に活用されるよう誘導するものであり、改正法に基づく取組を円滑に推進する上で不可欠な施策となっており、本特例を一体的に措置することにより、地域の話合いを通じた担い手への農地の集積・集約化を加速化する必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。  《中目標》 農業の持続的な発展  《政策分野》 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化	
		政策の達成目標	担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立	
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間	
		同上の期間中の達成目標	担い手が利用する農地面積の割合：毎年約3%増加	
		政策目標の達成状況	担い手が利用する農地面積の割合：58.9%（令和3年度）	
	有効性	要望の措置の適用見込み	（令和5年度見込み） 対象者数 93,377 経営体（個人 71,317 法人 22,060） 適用者数 14,631 経営体（個人 8,428 法人 6,203）	
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	担い手の農業経営の安定化のためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業機械等の導入には多額の投資を要する。このため、本特例措置により、その投資額を蓄積し、認定農業者等の計画的な規模拡大等を促すことにより、担い手への農地利用の集積及び農業経営の安定化に寄与するものである。	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	（5年度要求） 経営所得安定対策等 5,687億円	（4年度） 5,772億円

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	経営所得安定対策等の交付金は、我が国の生産条件と諸外国の生産条件の格差から生ずる不利を補正すること等を目的とした交付金である。当該交付金の交付を受けた担い手が、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画等に従い、農用地等の取得に充てるために、当該交付金を準備金として積み立てる場合や、積み立てた準備金を取り崩して対象資産を取得する場合に特例措置を講じるものである。																																								
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、担い手の主体的な経営判断により、用途制限のない交付金を農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等経営発展のために計画的に投資することを支援するものであり、農業生産の基盤整備を推進する上で極めて有効な手法である。																																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者数</th> <th>適用件数</th> <th>減税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>98,495人</td> <td>14,975件</td> <td>14,148百万円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>78,686人</td> <td>8,991件</td> <td>6,609百万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>19,809人</td> <td>5,984件</td> <td>7,539百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>95,084人</td> <td>14,164件 (16,375)</td> <td>13,590百万円 (13,919)</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>74,821人</td> <td>8,208件 (9,593)</td> <td>6,019百万円 (6,502)</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>20,263人</td> <td>5,956件 (6,782)</td> <td>7,571百万円 (7,418)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>94,190人</td> <td>14,469件 (16,375)</td> <td>14,924百万円 (13,919)</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>73,048人</td> <td>8,489件 (9,593)</td> <td>6,967百万円 (6,502)</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>21,142人</td> <td>5,980件 (6,782)</td> <td>7,956百万円 (7,418)</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年度の適用件数については、前回要望時の見込件数に比べ88.4%、令和3年度の減税額については、前回要望時の見込額に比べ107.2%であり、前回要望時の見込みとほぼ同等の適用件数、減税額となっている。</p>		対象者数	適用件数	減税額	令和元年度	98,495人	14,975件	14,148百万円	個人	78,686人	8,991件	6,609百万円	法人	19,809人	5,984件	7,539百万円	令和2年度	95,084人	14,164件 (16,375)	13,590百万円 (13,919)	個人	74,821人	8,208件 (9,593)	6,019百万円 (6,502)	法人	20,263人	5,956件 (6,782)	7,571百万円 (7,418)	令和3年度	94,190人	14,469件 (16,375)	14,924百万円 (13,919)	個人	73,048人	8,489件 (9,593)	6,967百万円 (6,502)	法人	21,142人	5,980件 (6,782)	7,956百万円 (7,418)
		対象者数	適用件数	減税額																																						
	令和元年度	98,495人	14,975件	14,148百万円																																						
個人	78,686人	8,991件	6,609百万円																																							
法人	19,809人	5,984件	7,539百万円																																							
令和2年度	95,084人	14,164件 (16,375)	13,590百万円 (13,919)																																							
個人	74,821人	8,208件 (9,593)	6,019百万円 (6,502)																																							
法人	20,263人	5,956件 (6,782)	7,571百万円 (7,418)																																							
令和3年度	94,190人	14,469件 (16,375)	14,924百万円 (13,919)																																							
個人	73,048人	8,489件 (9,593)	6,967百万円 (6,502)																																							
法人	21,142人	5,980件 (6,782)	7,956百万円 (7,418)																																							
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(適用件数)</th> <th>(適用総額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(第61条の2、68条の64)</td> <td>2,996</td> <td>21,971,230千円</td> </tr> <tr> <td>(第61条の3、68条の65)</td> <td>2,119</td> <td>17,057,358千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年度適用実態調査</p>		(適用件数)	(適用総額)	(第61条の2、68条の64)	2,996	21,971,230千円	(第61条の3、68条の65)	2,119	17,057,358千円																																
	(適用件数)	(適用総額)																																								
(第61条の2、68条の64)	2,996	21,971,230千円																																								
(第61条の3、68条の65)	2,119	17,057,358千円																																								
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>令和3年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画等に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は以下のとおりとなっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用されている。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① 農用地</td> <td>取得計画面積</td> <td>5,839 (ha)</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>取得実績</td> <td>5,841 (ha)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>達成率 (B/A)</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">② 農業用機械等</td> <td>取得計画台数</td> <td>10,150 台</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>取得実績</td> <td>9,803 台</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>達成率 (B/A)</td> <td>97%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	① 農用地	取得計画面積	5,839 (ha)	A	取得実績	5,841 (ha)	B	達成率 (B/A)	100%		② 農業用機械等	取得計画台数	10,150 台	A	取得実績	9,803 台	B	達成率 (B/A)	97%																						
① 農用地	取得計画面積		5,839 (ha)	A																																						
	取得実績		5,841 (ha)	B																																						
	達成率 (B/A)	100%																																								
② 農業用機械等	取得計画台数	10,150 台	A																																							
	取得実績	9,803 台	B																																							
	達成率 (B/A)	97%																																								

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とする。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>担い手が利用する農地面積の割合は、58.9%と目標に到達しておらず、今後も改正基盤法に基づく取組を強力に推進するとともに、税制措置や予算措置等あらゆる手段を活用し、担い手への農地の集積・集約化を加速化する必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成19年度 創設  平成21年度 2年延長・拡充  ・農業生産法人以外の特定農業法人を対象に追加  ・特別障害者に該当する場合の引継措置の創設  平成22年度 拡充・縮減  ・戸別所得補償制度実証事業交付金を追加  ・特定農業団体及びこれに準じる組織を対象から除外  平成23年度 2年延長・対象交付金の見直し  平成25年度 2年延長・対象交付金の名称変更  平成26年度 対象交付金の見直し  平成27年度 2年延長・拡充・縮減  ・認定新規就農者（個人）を対象に追加  ・対象資産の追加（農業用の建物、器具・備品等）  ・環境保全型農業直接支援対策交付金を除外  ・農業生産法人以外の特定農業法人を対象から除外  平成28年度 対象交付金の見直し等  平成29年度 1年延長  平成30年度 2年延長・縮減  ・米の直接支払交付金を対象交付金から除外  ・農地所有適格法人である特定農業法人を対象から除外  令和2年度 1年延長  令和3年度 2年延長・縮減  ・人・農地プランの中心経営体であることを対象要件に追加  ・所得基準額の構成の見直し  令和4年度 対象者要件の見直し  ・農業経営基盤強化促進法の改正を前提に人・農地プランの法定化に伴う所要の規定の整備</p>

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省農産局技術普及課）

項目名	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却							
税目	所得税、法人税（措法13、46）							
要望の内容	<p>農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却について、適用期限を2年間延長する。</p>							
	<p>【措置の概要】                  農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした場合、当該資産について5年間40%（建物及びその附属設備並びに構築物は45%）を割増償却</p>	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ ▲0 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ ▲0 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円							
（制度自体の減収額）	（ ▲0 百万円）							
（改正増減収額）	（ — 百万円）							

新設・拡充又は延長を必要とする理由

## (1) 政策目的

我が国農業を将来にわたって持続的に発展させるため、農業構造改革を推進する一方で、農業の更なる成長を目指すためには、農業者に良質で低廉な農業資材が供給されることや、農産物の品質等が適切に評価された上で効率的に流通・加工が行われること等、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処することが必要不可欠である。

このため、平成 28 年 11 月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、国の責務や国が講ずべき施策等を明確化し、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることによって、農業の競争力の強化の取組を支援していくため、国が農業資材事業及び農産物流通等事業について、規制や規格の見直しをはじめとする事業環境の整備、適正な競争の下で高い生産性を確保するための事業再編又は事業参入の促進、さらには、農業資材の調達先や農産物の出荷先を比較して選択する際の価格等の情報を入手し易くする措置等を講ずることとし、これらを内容とする「農業競争力強化支援法」が、平成 29 年 5 月 19 日に可決・成立し、同年 8 月 1 日より施行された。

農業競争力強化支援法第 16 条第 2 項において、「政府は、おおむね 5 年ごとに、（中略）良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とこととされており、また、同法附則により、「最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね 2 年以内に行うものとする」とされている。このため、小規模で後継者不足が顕在化している農業資材の卸売・小売業の合理化を後押しする観点から、事業再編及び事業参入の対象業種を追加する省令改正を令和 2 年 4 月 1 日に施行した。

本法律に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。

## (2) 施策の必要性

本特例措置は、農業競争力強化支援法による事業再編等に関する計画認定制度が施行されたことに伴い、同制度の利用を通じた業界再編を後押しする観点から、認定を受けた計画に基づく設備等の取得に際し、その後のキャッシュフローの改善に資するため、取得設備等について割増償却を認めるものである。ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、生産資材や燃料の価格が上昇しており、先行きも不透明であることから、事業再編に向けた経営判断が難しい中、本特例措置について、継続的に講ずることにより我が国農業生産関連事業者の戦略的な組織再編・事業再編を促し、生産性の向上と競争力の強化を推進していく必要がある。

「農業競争力強化支援法」（抜粋）

（平成 29 年 5 月 19 日法律第 35 号）

第 1 条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

		<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）  第3章 内外の環境変化への対応  (4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進  我が国の食料・農林水産業が輸入に大きく依存してきた中で、世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化していることを踏まえ、生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進める。今後のリスクを検証し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手し、食料自給率の向上を含め食料安全保障の強化を図る。</p>	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展 《政策分野》 1－① 新たな価値の創出による需要の開拓 2－⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
		政策の達成目標	農業競争力強化支援法に基づく良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図るための施策の一環として事業再編を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与する。 事業再編による農業資材の供給体制の合理化を進めることにより、資材価格の低減を図る。また、農産物流通・加工業界の事業再編を促進することにより効率的な農産物流通や高い生産性を実現させ農産物の安定的な取引を確保させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
		同上の期間中の達成目標	農業競争力強化支援法に基づき、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図るための施策の一環として事業再編を促進する。
		政策目標の達成状況	農業競争力強化支援法の認定計画のうち、現時点で終了した計画は2件あり、農業資材の製造事業者においては、新たな設備投資により工場稼働率の向上（目標：平成29年度70%に対し令和元年度100%、実績：令和元年度95%）及び作業の省力化を可能とする生産資材の販売の拡大（目標：平成29年度比12%増加、実績：平成29年度比4.9%増加）を達成。これらの取組が農業者の作業の省力化、生産コスト削減につながっていくと考えている。また、食品の卸売事業者においては、新たな設備投資により加工処理能力及び品質の向上が図られることで国産品の調達量を増加（目標：平成28年度比1.5倍、実績：平成28年度比1.2倍）させ、農業者の経営の安定に寄与したところ。

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用件数】 令和4年度 33件 令和5年度 56件</p> <p>【減収額】 令和4年度 303.1百万円 令和5年度 422.7百万円 (※農林水産省推計)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>農業資材事業及び農産物流通等事業では厳しい経営状況にある中、生産体制の強化や流通の合理化に向けて事業再編に取り組むものの、再編後の数年間は経営が安定せず赤字となる例も見られる。このため、農業競争力強化支援法に基づき認定を受けた事業再編計画の実施期間と併せた、本特例措置を講じることとは、これら事業者の再編後の資金繰りを緩和させることとなり、ひいては農業者への資材の安定供給、農産物の安定出荷に繋がることとなることから、目標の実現を図るための施策として有効である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	農業競争力強化支援法に係る認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置については、農業生産関連事業者が事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化を実現できるようにしていくために、事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農業資材及び農産物流通等の業界における企業経営をみると、一般的に利益率が低く資金繰りが厳しい状況であるとともに、国内需要が頭打ちの状況にあることから、設備投資に踏み切れず、設備の老朽化が進み、結果として事業再編が進まない状況にある。</p> <p>こうした業界の事業再編を進めていく上では、特に資金面の対応が重要であることから、設備投資の際のキャッシュフローの改善に寄与する本措置のような税制措置が政策手段として妥当である。</p> <p>また、農業関連事業には、多くの生産資材や農産品目があるが、これらに関連する各事業者の資金状況や需給の状況などにより設備投資は左右される。このため、対象者、対象設備が限定される補助金や財投融資ではなく、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当である。</p> <p>なお、適用実績が少ないのは、見込数は事業再編計画の申請書等をもとに試算している一方、事業者の経営環境の変化等により計画年度どおりの活用とはならなかったことによるものであり、計画期間内での活用は見込まれる状況である</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】</p> <p>令和元年度 5件 (5件)  令和2年度 5件 (44件)  令和3年度 9件 (77件)</p> <p>【減収額】</p> <p>令和元年度 23.4百万円 (23.4百万円)  令和2年度 23.1百万円 (438.4百万円)  令和3年度 27.4百万円 (887.3百万円)</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>① 租税特別措置法の条項：措法 13、46</p> <p>② 適用件数：3</p> <p>③ 適用額：34,590千円  (令和2年度適用実態調査)</p>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>事業再編等のための設備導入には大きな投資が必要となるため、経営環境の厳しい農業生産関連事業者においては積極的な設備投資に踏み出せずにいたが、農業競争力強化支援法の計画申請があったもののうち約半数で本特例措置が活用されることになっており、設備投資のための有効な措置として機能している。</p> <p>このため、本特例措置により投資に対する軽減を行うことは、設備投資後のキャッシュフローの改善に繋がり、農業の競争力の強化のための有効な手段となっている。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編を促進することにより、農業者による農業の競争力強化の取組を支援する。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>食品の卸売事業者においては、新たな設備投資により加工処理能力及び品質の向上が図られることで国産品の調達量が増加。これらの取組が農業者の経営の安定につながっていくと考えている。</p>
これまでの要望経緯	<p>平成29年度 創設  平成31年度 2年間延長  令和2年度 対象業種に「農業資材（肥料、農薬、配合飼料、農業機械）の卸売・小売事業」を追加  令和3年度 2年間延長</p>	

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省農産局技術普及課）

項目名	農業競争力強化支援法に係る認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置					
税目	登録免許税（措法80）					
要望の内容	<p>農業競争力強化支援法に係る認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置について、適用期限を2年間延長する。</p>					
	<p>【措置の概要】</p>					
	<p>農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業に必要な資産の譲渡等の事業構造の変更をした場合における登録免許税率を以下の表のとおり軽減する。</p>					
	租税特別措置法第80条第4項	措置の内容	通常 の税率 ①	特例 の税率 ②	軽減割合 ①－②	
	1号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	
	2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	
		（資本金が増加する場合の合併）	0.7%	0.35%	0.35%	
	3号	分割	0.7%	0.5%	0.2%	
	4号	不動産所有権	土地	2.0% <sup>(※)</sup>	1.6%	0.4%
		の取得	建物	2.0%	1.6%	0.4%
5号	合併時	0.4%	0.2%	0.2%		
6号	分割時	2.0%	0.4%	1.6%		
<p>（※）租税特別措置法第72条第1項の規定に基づき、土地の売買による所有権の移転の登記の税率については、軽減措置として1.5%が適用される。</p>						
<p>（適用期限：令和5年3月31日まで）</p>						
<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>			<p>— 百万円 （▲3,000 百万円） （ — 百万円）</p>			

新設・拡充又は延長を必要とする理由

### (1) 政策目的

我が国農業を将来にわたって持続的に発展させるため、農業構造改革を推進する一方で、農業の更なる成長を目指すためには、農業者に良質で低廉な農業資材が供給されることや、農産物の品質等が適切に評価された上で効率的に流通・加工が行われること等、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処することが必要不可欠である。

このため、平成 28 年 11 月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、国の責務や国が講ずべき施策等を明確化し、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることによって、農業の競争力の強化の取組を支援していくため、国が農業資材事業及び農産物流通等事業について、規制や規格の見直しをはじめとする事業環境の整備、適正な競争の下で高い生産性を確保するための事業再編又は事業参入の促進、さらには、農業資材の調達先や農産物の出荷先を比較して選択する際の価格等の情報を入手し易くする措置等を講ずることとし、これらを内容とする「農業競争力強化支援法」が、平成 29 年 5 月 19 日に可決・成立し、同年 8 月 1 日より施行された。

農業競争力強化支援法第 16 条第 2 項において、「政府は、おおむね 5 年ごとに、（中略）良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とこととされており、また、同法附則により、「最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね 2 年以内に行うものとする」とされている。このため、小規模で後継者不足が顕在化している農業資材の卸売・小売業の合理化を後押しする観点から、事業再編及び事業参入の対象業種を追加する省令改正を令和 2 年 4 月 1 日に施行した。

本法律に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。

### (2) 施策の必要性

本特例措置は、農業競争力強化支援法による事業再編等に関する計画認定制度が施行されたことに伴い、同制度の利用を通じた業界再編を後押しする観点から、認定を受けた計画に基づく設備等の取得に際し、その後のキャッシュフローの改善に資するため、取得設備等について割増償却を認めるものである。ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、生産資材や燃料の価格が上昇しており、先行きも不透明であることから、事業再編に向けた経営判断が難しい中、本特例措置について、継続的に講ずることにより我が国農業生産関連事業者の戦略的な組織再編・事業再編を促し、生産性の向上と競争力の強化を推進していく必要がある。

#### 「農業競争力強化支援法」（抜粋）

（平成 29 年 5 月 19 日法律第 35 号）

第 1 条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

		<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）  第3章 内外の環境変化への対応  （4）食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進  我が国の食料・農林水産業が輸入に大きく依存してきた中で、世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化していることを踏まえ、生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進める。今後のリスクを検証し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手し、食料自給率の向上を含め食料安全保障の強化を図る。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》  食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》  1 食料の安定供給の確保  2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》  1－① 新たな価値の創出による需要の開拓  2－⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>農業競争力強化支援法に基づく良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図るための施策の一環として事業再編を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与する。  事業再編による農業資材の供給体制の合理化を進めることにより、資材価格の低減を図る。また、農産物流通・加工業界の事業再編を促進することにより効率的な農産物流通や高い生産性を実現させ農産物の安定的な取引を確保させる。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>農業競争力強化支援法に基づき、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図るための施策の一環として事業再編を促進する。</p>

	政策目標の達成状況	<p>農業競争力強化支援法の認定計画のうち、現時点で終了した計画は2件あり、飲食料品の製造事業者においては、会社分割に併せてラインの増加等の設備投資を行い、生産体制の強化を図り、原材料となる国産農産物の調達量を増加。また、飲食料品の製造事業者においては、グループ工場を分割承継、製造ラインを新設し、農業者との直接取引を増加させることで農業者の販売機会の拡大等、農業者の販売機会の拡大等に寄与したところ。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用件数】 令和4年度 16件 令和5年度 14件</p> <p>【減収額】 令和4年度 107.5百万円 令和5年度 87.8百万円 (※農林水産省推計)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>農業競争力強化支援法の認定を受けた計画のうち、約半数の計画で登録免許税の軽減措置が活用されることとなっており、平成30年度に活用した事業者からは、「計画どおり増資による資金調達ができ、目標達成に向けた生産性向上が図れる見込み。」との報告を受けている。 事業再編等により経営資源を成長性・収益性が見込まれる事業に集中させていくことで、競争力の強化や生産性の向上が期待されるため、本特例措置を講ずることで、これら取組を促進する。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>本特例措置については、農業生産関連事業者が事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化を実現できるようにしていくために、事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農業資材及び農産物流通等の業界における企業経営をみると、一般的に利益率が低く資金繰りが厳しい状況であるとともに、国内需要が頭打ちの状況にあることから、設備投資に踏み切れず、適用件数は少ないものの、本特例措置により、合併や分割等といった事業再編の取組等に要する費用を軽減し、こうした取組を促して生産性の向上を図ることは、我が国農業の競争力の強化のための特例措置として妥当である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>【適用件数】  令和元年度 4件 (27件)  令和2年度 0件 (26件)  令和3年度 8件 (26件)  【減収額】  令和元年度 9.0百万円 (94.2百万円)  令和2年度 0.0百万円 (106.8百万円)  令和3年度 28.1百万円 (106.8百万円)</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>-</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置を講ずることにより、合併や会社分割などの事業構造の変更にかかる取引コストを軽減しつつ、農業生産関連事業者の経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化を支援していくことは、農業の競争力の強化のために有効な手段である。</p> <p>農業競争力強化支援法の計画申請があったものの約半数で本特例措置が活用されることとなっており、事業再編のための有効な措置として機能している。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編を促進することにより、農業者による農業の競争力強化の取組を支援する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>① 飲食料品の製造事業者において、会社分割に併せてラインの増加等の設備投資を行い、生産体制の強化を図り、原材料となる国産農産物の調達量を増加させることにより、農業者の販売機会の拡大等</p> <p>② 飲食料品の製造業者において、グループ工場を分割承継、製造ラインを新設し、農業者との直接取引を増加させることで農業者の販売機会の拡大等に寄与した。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成29年度 創設  平成31年度 2年間延長  令和2年度 対象業種に「農業資材（肥料、農薬、配合飼料、農業機械）の卸売・小売事業」を追加  令和3年度 2年間延長</p>	

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省・農産局園芸作物課）

項目名	農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税の特例措置								
税目	石油石炭税（措法 90 の 4、90 の 6）								
要望の内容	<p>農林漁業用輸入 A 重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産 A 重油に係る石油石炭税相当額の還付措置の適用期限の 3 年延長</p> <p>（現行制度の概要）                  輸入業者が農林漁業用輸入 A 重油を保稅地域から引き取る場合、石油石炭税（1kl 当たり 2,040 円 ※地球温暖化対策のための課税の特例分を含めると 2,800 円）が免除される。                  また、農林漁業者が、課税済み原油等を原料として本邦において製造された A 重油を農林漁業用として購入した場合、石油石炭税額相当額（1kl 当たり 2,040 円 ※地球温暖化対策のための課税の特例分を含めると 2,800 円）が当該 A 重油の製造業者に対し還付される。</p> <table border="1" data-bbox="887 808 1490 976"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（▲78,000 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（▲78,000 百万円）	（改正増減収額）	（— 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（▲78,000 百万円）								
（改正増減収額）	（— 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国民の食生活の多様化等により、野菜等の施設園芸作物について需要の周年化等が進む中で、当該作物の安定的な供給を図る上で施設園芸が重要な役割を果たしており、A 重油は重要な生産資材となっている。</p> <p>また、わが国の漁業生産は、総漁船の 98% を占める動力漁船に大きく依存しているなど A 重油は漁業にとって必要不可欠で重要な生産資材となっている。このため、農林漁業用 A 重油を安定的に供給し、施設園芸農家及び漁業者の負担軽減を通じた経営の安定を図り、農林水産物の安定供給を確保することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の施設園芸においては、経営費に占める燃料費の割合は 2~3 割と高く、また、野菜の価格は市場で形成されることから、価格への転嫁も難しく、農林漁業用 A 重油に係るコストは、施設園芸農家の経営に少なからぬ影響を与えている。</p> <p>また、漁船漁業の経営費に占める燃料費の割合は約 2 割と高く、水産物の価格は市場で形成されることから、価格へ転嫁することが難しい。</p> <p>一方、昨今のウクライナ情勢等により、A 重油の価格は 3 月の原油価格等緊急総合対策から実施されている激変緩和措置により一定程度の高騰抑制が図られているものの、その水準は 13 年ぶりの高値となっており、農林漁業者の経営に大きな影響を与えているところである。</p> <p>このため、農林漁業用 A 重油に係る税負担を軽減し、資材コストの低減により施設園芸農家及び漁業者の経営の安定化を図り、農林水産物の安定的な供給を確保する観点から、本特例措置を講ずる必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展、水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化、水産業の成長産業化の実現</p>																				
		政策の達成目標	生産資材コストの低減により施設園芸農家及び漁業者の経営の安定化を図り、農林水産物の安定的な供給を確保することを達成目標としている。																				
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日																				
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																				
		政策目標の達成状況	本特例措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、施設園芸農家及び漁業者の経営の安定及び農林水産物の安定的な供給に寄与してきたところである。																				
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>5年度（見込み）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">対象者数</td> <td>施設園芸</td> <td>139 千戸</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>87 千人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">適用数量（千kl）</td> <td>計</td> <td>1,287</td> </tr> <tr> <td>施設園芸</td> <td>377</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">減収見込額（百万円）</td> <td>計</td> <td>3,604</td> </tr> <tr> <td>施設園芸</td> <td>1,056</td> </tr> <tr> <td></td> <td>漁業者</td> <td>2,548</td> </tr> </tbody> </table>	区分		5年度（見込み）	対象者数	施設園芸	139 千戸	漁業者	87 千人	適用数量（千kl）	計	1,287	施設園芸	377	減収見込額（百万円）	計	3,604	施設園芸	1,056		漁業者	2,548
	区分		5年度（見込み）																				
対象者数	施設園芸	139 千戸																					
	漁業者	87 千人																					
適用数量（千kl）	計	1,287																					
	施設園芸	377																					
減収見込額（百万円）	計	3,604																					
	施設園芸	1,056																					
	漁業者	2,548																					
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>A重油は、施設園芸用ボイラーや漁船用燃料として不可欠。経営費において施設園芸では2～3割、漁業用では約2割を占め、施設園芸農家や漁業者の経営に大きな影響。</p> <p>他方、A重油の価格は地政学的リスクや為替、国際的な商品市況による高騰を繰り返しており、見通しを立てることは困難。令和4年度は、ロシアによるウクライナ侵略などの影響もあり、A重油の価格は、13年ぶりの水準。</p> <p>このため、免税・還付措置を継続的に実施することで、農林漁業者の経営、生産の安定化に資する。</p>																						

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	関税込率法第 20 条の 2 第 1 項及び同法施行令第 57 条第 9 号農林漁業用 A 重油に係る関税の無税措置																																															
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																																															
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																																															
	要望の措置の妥当性	A 重油は農林漁業者にとって不可欠な生産資材であり、燃油コストを軽減し、1 次生産業の生産力を維持することにより、園芸作物や水産物の国民への安定供給を図る目的達成のため、税制による措置が適当。																																															
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>30 年度</th> <th>元年度</th> <th>2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">対象者数</td> <td>施設園芸</td> <td>168 千戸</td> <td>168 千戸</td> <td>139 千戸</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>87 千人</td> <td>87 千人</td> <td>87 千人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">適用数量 (千 kl)</td> <td>計</td> <td>1,258 (1,415)</td> <td>1,231 (1,415)</td> <td>1,282 (1,415)</td> </tr> <tr> <td>施設園芸</td> <td>343 (387)</td> <td>327 (387)</td> <td>371 (387)</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>915 (1,028)</td> <td>904 (1,028)</td> <td>911 (1,028)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,523 (3,694)</td> <td>3,447 (3,694)</td> <td>3,590 (3,694)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">減税 実績額 (百万円)</td> <td>施設園芸</td> <td>961 (1,083)</td> <td>916 (1,083)</td> <td>1039 (1,083)</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>2,562 (2,611)</td> <td>2,531 (2,879)</td> <td>2,551 (2,879)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,523 (3,694)</td> <td>3,447 (3,694)</td> <td>3,590 (3,694)</td> </tr> </tbody> </table>				区分		30 年度	元年度	2 年度	対象者数	施設園芸	168 千戸	168 千戸	139 千戸	漁業者	87 千人	87 千人	87 千人	適用数量 (千 kl)	計	1,258 (1,415)	1,231 (1,415)	1,282 (1,415)	施設園芸	343 (387)	327 (387)	371 (387)	漁業者	915 (1,028)	904 (1,028)	911 (1,028)	計	3,523 (3,694)	3,447 (3,694)	3,590 (3,694)	減税 実績額 (百万円)	施設園芸	961 (1,083)	916 (1,083)	1039 (1,083)	漁業者	2,562 (2,611)	2,531 (2,879)	2,551 (2,879)	計	3,523 (3,694)	3,447 (3,694)	3,590 (3,694)
		区分		30 年度	元年度	2 年度																																											
		対象者数	施設園芸	168 千戸	168 千戸	139 千戸																																											
			漁業者	87 千人	87 千人	87 千人																																											
適用数量 (千 kl)	計	1,258 (1,415)	1,231 (1,415)	1,282 (1,415)																																													
	施設園芸	343 (387)	327 (387)	371 (387)																																													
	漁業者	915 (1,028)	904 (1,028)	911 (1,028)																																													
	計	3,523 (3,694)	3,447 (3,694)	3,590 (3,694)																																													
減税 実績額 (百万円)	施設園芸	961 (1,083)	916 (1,083)	1039 (1,083)																																													
	漁業者	2,562 (2,611)	2,531 (2,879)	2,551 (2,879)																																													
	計	3,523 (3,694)	3,447 (3,694)	3,590 (3,694)																																													
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	なし																																																
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置を講ずることにより、農林漁業用 A 重油に係る税負担が軽減され、施設園芸農家及び漁業者の経営の安定及び農林水産物の安定的な供給が図られている。																																																

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、施設園芸農家及び漁業者の経営の安定及び農林水産物の安定的な供給が図られているが、施設園芸や漁業等における経営費に占める燃料費の割合は高く、燃油価格は施設園芸農家及び漁業者の経営に大きな影響を与えていることから、引き続き、本特例措置により園芸農家及び漁業者の経営基盤強化を図る必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和 53 年の石油石炭税創設時より免税措置を要望      税率(額) 昭和 53 年 6 月以降 3.5% (従価税)      59 年 9 月以降 4.7% ( " )      63 年 8 月以降 2,040 円/kl (従量税)      平成元年度の制度創設時より還付措置を要望</p>

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設・拡充・延長 )

農林水産省 農産局 技術普及課  
 林野庁 経営課  
 木材産業課  
 水産庁 加工流通課

項目名	地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乘せされる税率に係る還付措置											
税目	石油石炭税 ( 措法 90 の 3 の 4 )											
要望の内容	<p>平成 24 年 10 月 1 日から実施されている地球温暖化対策のための課税の特例により石油石炭税に上乘せされる税率に関して、農業機械、林業機械及び漁業用の動力源に供される軽油については還付措置を 3 年延長する。</p> <p>( 現行制度の概要 )                  石油石炭税課税済みの原油又は粗油から国内において製造された特定用途石油製品 ( 農林漁業用の場合は軽油 ) を特定の用途に供した場合には、用途に供した特定用途石油製品につき、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」による税率により計算した石油石炭税額と本則税率により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額 ( 平成 28 年 4 月以降 760 円/KL ) が当該特定用途石油製品等の製造者等へ還付される。</p> <table border="1" data-bbox="874 925 1484 1088"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>( 制度自体の減収額 )</td> <td>( ▲4,000</td> <td>百万円 )</td> </tr> <tr> <td>( 改正増減収額 )</td> <td>( —</td> <td>百万円 )</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	( 制度自体の減収額 )	( ▲4,000	百万円 )	( 改正増減収額 )	( —	百万円 )
平年度の減収見込額	—	百万円										
( 制度自体の減収額 )	( ▲4,000	百万円 )										
( 改正増減収額 )	( —	百万円 )										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的                  農林漁業を行う上で、農業機械、林業機械及び漁業用に供される軽油は必要不可欠な生産資材であり、本税制措置を講じることにより、農林漁業者の生産資材コストの負担を軽減し、農林漁業者の経営の安定と農産物、木材及び水産物の安定供給を確保することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性                  農業は、堆肥や緑肥などの有機物の施用による土作りを推進することにより農地及び草地土壌における炭素貯留に貢献しており、CO<sub>2</sub>を排出するのみの他産業とは異なるため、農業用軽油に地球温暖化対策税を課すことは適当ではない。</p> <p>また、地球温暖化対策のための課税の特例により上乘せされる費用負担を農産物価格に転嫁することは困難であり、農業者の経営に悪影響を与えるため、本還付措置を延長することが必要である。</p> <p>林業は、間伐等の森林整備を行うことで、森林の二酸化炭素吸収量の確保など地球温暖化防止に大きく寄与しているものであり、林業用軽油に地球温暖化対策税を課すことは適当ではない。</p> <p>また、生産される木材は輸入木材と競合していることから、地球温暖化対策のための課税の特例により上乘せされる費用負担を木材価格に転嫁することは困難であり、林業者の経営に悪影響を与えるため、本還付措置を延長することが必要である。</p> <p>漁業は、漁業生産活動を行いながら、水産資源の持続的な利用のため、魚つき林の整備・育成や藻場の造成・保全等が実施されるなど地球温暖化対策に貢献しており、漁業用軽油に地球温暖化対策税を課すことは適当ではない。</p> <p>また、地球温暖化対策のための課税の特例により上乘せされる費用負担を水産物価格に転嫁することは困難であり、漁業者の経営に悪影響を与えるため、本還付措置を延長することが必要である。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 林業の持続的かつ健全な発展 林産物の供給及び利用の確保 水産業の成長産業化の実現</p>
		政策の達成目標	<p>（農業） 生産資材コストの低減により農業者の経営の安定を図り、農産物の安定的な供給を確保することを達成目標とする。</p> <p>（林業） 生産資材コストの低減により林業者の経営の安定を図り、木材の安定的な供給を確保することを達成目標とする。</p> <p>（漁業） 生産資材コストの低減により漁業者の経営の安定を図り、水産物の安定的な供給を確保することを達成目標とする。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	<p>（農業） 本特例措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、農業者の経営の安定及び農産物の安定的な供給に寄与してきたところである。</p> <p>（林業） 本特例措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、林業者の経営の安定及び木材の安定的な供給に寄与してきたところである。</p> <p>（漁業） 本特例措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、漁業者の経営の安定及び水産物の安定的な供給に寄与してきたところである。</p>

	有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>令和5年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">対象者数 (千人)</td> <td>計</td> <td>293</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">適用数量 (千 KI)</td> <td>計</td> <td>802</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td>373</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>336</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">減税見込額 (百万円)</td> <td>計</td> <td>609</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td>283</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>255</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		令和5年度見込	対象者数 (千人)	計	293	農業者	240	林業者	2	漁業者	51	適用数量 (千 KI)	計	802	農業者	373	林業者	93	漁業者	336	減税見込額 (百万円)	計	609	農業者	283	林業者	71	漁業者	255
		区 分		令和5年度見込																													
対象者数 (千人)	計	293																															
	農業者	240																															
	林業者	2																															
	漁業者	51																															
適用数量 (千 KI)	計	802																															
	農業者	373																															
	林業者	93																															
	漁業者	336																															
減税見込額 (百万円)	計	609																															
	農業者	283																															
	林業者	71																															
	漁業者	255																															
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>農業において、農業の経営コストは増加しており、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる費用負担は農業経営に悪影響を与えるため、農業者の経営の安定を図り、農産物の安定供給を確保するためには、本税制措置は有効な手段である。</p> <p>林業において、林業の経営コストは増加しており、生産される木材は輸入木材と競合していることから、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる費用負担は林業経営に悪影響を与えるため、林業者の経営の安定を図り、木材の安定供給を確保するためには、本税制措置は有効な手段である。</p> <p>漁業において、経営に占める生産資材コストの割合は高く、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる費用負担は漁業経営に悪影響を与えるため、漁業者の経営の安定を図り、水産物の安定供給を確保するためには、本税制措置は有効な手段である。</p>																																
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	軽油引取税の課税免除の特例（農業用機械等、林業用機械等及び船舶（漁船）の動力源に供する軽油）																															
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																															
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																															

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>軽油は、農業を営むために必要不可欠な生産資材であり、主要な農業機械に使用される軽油の代替燃料はないため、農産物の安定供給を確保するためには、農業者の生産資材コストの低減につながる本税制措置を講じることが妥当である。</p> <p>また、林業を営むために必要不可欠な生産資材であり、主要な林業機械に使用される軽油の代替燃料はないため、適切な森林整備を推進し、木材を安定供給するためには、林業者の生産資材コストの低減につながる本税制措置を講じることが妥当である。</p> <p>さらに、漁業を営むために必要不可欠な生産資材であり、主要な漁業用の動力源に使用される軽油の代替燃料はないため、水産物の安定供給を確保するためには、漁業者の生産資材コストの低減につながる本税制措置を講じることが妥当である</p>																																																								
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1" data-bbox="568 689 1444 1697"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H30 年度 実績</th> <th>R 1 年度 実績</th> <th>R 2 年度 実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">対象者数 (千人)</td> <td>計</td> <td>304 (315)</td> <td>298 (315)</td> <td>293 (315)</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td>250 (259)</td> <td>244 (259)</td> <td>240 (259)</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td>2 (2)</td> <td>2 (2)</td> <td>2 (2)</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>52 (54)</td> <td>52 (54)</td> <td>51 (54)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">適用数量 (千 kl)</td> <td>計</td> <td>769 (778)</td> <td>812 (778)</td> <td>802 (778)</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td>365 (365)</td> <td>367 (365)</td> <td>373 (365)</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td>87 (83)</td> <td>92 (83)</td> <td>93 (83)</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>317 (330)</td> <td>353 (330)</td> <td>336 (330)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">減税 実績額 (百万円)</td> <td>計</td> <td>584 (591)</td> <td>617 (591)</td> <td>609 (591)</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td>277 (277)</td> <td>279 (277)</td> <td>283 (277)</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td>66 (63)</td> <td>70 (63)</td> <td>71 (63)</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>241 (251)</td> <td>268 (251)</td> <td>255 (251)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 下段の括弧書きは、前回要望時の見込値</p> <p>※ 減税実績額は、適用数量に適用税率（平成 28 年 4 月以降は 760 円/KL）を乗じた額。</p>	区 分		H30 年度 実績	R 1 年度 実績	R 2 年度 実績	対象者数 (千人)	計	304 (315)	298 (315)	293 (315)	農業者	250 (259)	244 (259)	240 (259)	林業者	2 (2)	2 (2)	2 (2)	漁業者	52 (54)	52 (54)	51 (54)	適用数量 (千 kl)	計	769 (778)	812 (778)	802 (778)	農業者	365 (365)	367 (365)	373 (365)	林業者	87 (83)	92 (83)	93 (83)	漁業者	317 (330)	353 (330)	336 (330)	減税 実績額 (百万円)	計	584 (591)	617 (591)	609 (591)	農業者	277 (277)	279 (277)	283 (277)	林業者	66 (63)	70 (63)	71 (63)	漁業者	241 (251)	268 (251)	255 (251)
区 分		H30 年度 実績	R 1 年度 実績	R 2 年度 実績																																																							
対象者数 (千人)	計	304 (315)	298 (315)	293 (315)																																																							
	農業者	250 (259)	244 (259)	240 (259)																																																							
	林業者	2 (2)	2 (2)	2 (2)																																																							
	漁業者	52 (54)	52 (54)	51 (54)																																																							
適用数量 (千 kl)	計	769 (778)	812 (778)	802 (778)																																																							
	農業者	365 (365)	367 (365)	373 (365)																																																							
	林業者	87 (83)	92 (83)	93 (83)																																																							
	漁業者	317 (330)	353 (330)	336 (330)																																																							
減税 実績額 (百万円)	計	584 (591)	617 (591)	609 (591)																																																							
	農業者	277 (277)	279 (277)	283 (277)																																																							
	林業者	66 (63)	70 (63)	71 (63)																																																							
	漁業者	241 (251)	268 (251)	255 (251)																																																							
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>なし</p>																																																								

	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>農業では、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる費用負担を生産資材コストとして農産物価格に転嫁することは極めて困難であり、農業者の経営安定及び農産物の安定供給の確保に悪影響を与えるため、極めて多数の農業者に対して広く地球温暖化対策税の負担を軽減するには本税制措置が有効である。</p> <p>林業は、間伐等の森林整備を行うことで、森林の二酸化炭素吸収量の確保など地球温暖化防止に大きく寄与している。 また、生産される木材は輸入木材と競合していることから、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる費用負担を木材価格に転嫁することは困難であり、林業経営に悪影響を与えるため、多くの林業者に対して広く地球温暖化対策税の負担を軽減するには本税制措置が有効である。</p> <p>漁業では、漁業経営に占める生産資材コストの割合は高く、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる費用負担を水産物価格に転嫁することは極めて困難であり、漁業経営に悪影響を与えるため、極めて多数の漁業者に対して広く地球温暖化対策税の負担を軽減するには本税制措置が有効である。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>今回要望の達成目標と同じ。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>農業は、本措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、農業者の経営の安定及び農産物の安定的な供給が図られているが、農業者を巡る状況は依然として厳しく、引き続き、本特例措置により農業者の経営の安定及び農産物の安定供給の確保する必要がある。</p> <p>林業は、本措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、林業者の経営の安定及び木材の安定的な供給が図られているが、林業者を巡る状況は依然として厳しく、引き続き、本特例措置により林業者の経営の安定及び木材の安定供給の確保する必要がある。</p> <p>漁業は、本措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、漁業者の経営の安定及び水産物の安定的な供給が図られているが、漁業等における経営費に占める燃料費の割合は高く、漁業者を巡る状況は依然として厳しく、引き続き、本特例措置により漁業者の経営基盤強化を図る必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成24年度 創設 平成26年度 延長(3年間) 平成29年度 延長(3年間) 令和2年度 延長(3年間)</p>

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省経営局金融調整課）

項 目 名	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置 (①農業信用基金協会)														
税 目	登録免許税（措法78②一）														
要 望 の 内 容	<p>農業信用基金協会が行う債務保証業務に係る担保の抵当権設定登記について、登録免許税の税率の軽減措置（本則 4/1000→特例 1.5/1000）の適用期限の2年延長</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百万円</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">（</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: center;">（</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円		（制度自体の減収額）	（	—	百万円）	（改正増減収額）	（	—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円													
（制度自体の減収額）	（	—	百万円）												
（改正増減収額）	（	—	百万円）												
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>農業信用基金協会は、信用力の脆弱な農業者等の信用力を補完し、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、農業経営の改善に資することを目的としている。</p> <p>この目的を達成するためには、登録免許税の軽減措置を講ずることにより、農業者等の負担を軽減しながら資金の円滑な融通を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）において、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保を図るため「認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう、農地の集積・集約化や経営所得安定対策、出資や融資、税制などの支援を重点的に実施する」こととされており、農業信用基金協会の債務保証は、農業者等の脆弱な信用力を補完し、農業経営の展開に必要な資金を円滑に融通する政策手段であり、担い手の農業経営の改善に大きく貢献するものである。</p> <p>農業信用基金協会の保証を受ける際に担保設定を行う農業者等に対し、登録免許税の軽減措置を講じることは、保証を受ける際の初期の費用負担を軽減することとなり、資金融通の円滑化を推進するため必要不可欠である。</p>														

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等</p>														
		政策の達成目標	農業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、積極的なものとしての数値目標はなじまないが、近年の債務保証引受実績を目安として信用補完を実施することにより、「食料・農業・農村基本計画」等の実現に向け着実に施策を展開する。														
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年3月31日まで（2年間）														
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。														
	有効性	政策目標の達成状況	<p>農業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、数値目標はなじまないが、農業信用基金協会の債務保証の引受実績は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,647億円</td> <td>10,098億円</td> <td>10,640億円</td> <td>11,436億円</td> <td>12,317億円</td> </tr> </tbody> </table>					H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	8,647億円	10,098億円	10,640億円	11,436億円	12,317億円
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度											
	8,647億円	10,098億円	10,640億円	11,436億円	12,317億円												
	要望の措置の適用見込み	<p>令和4年度以降適用事業者見込み数：137,231件</p> <p>令和4年度以降適用減税額見込み：668百万円</p>															
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	農業者の信用を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により農業者の資金融通の円滑化が図られ、農業経営の改善に貢献している。														
		当該要望項目以外の税制上の措置	なし														
予算上の措置等の要求内容及び金額		なし															
上記の予算上の措置等と要望項目との関係		—															
	要望の措置の妥当性	<p>債務保証を受けようとする農業者の負担を軽減する本措置は、農業者への融資を通じて、農業者の創意工夫による経営努力を促進させるものであり、補助等の他の措置に比べて有効な手段である。</p> <p>農業者の信用力の脆弱さは、①経営が自然条件に大きく左右される、②収益率が低く、融資の償還に長期間を要す、③農地等担保の処分が特殊である等、農業の特性に起因する。本措置は、このような、経営努力等により克服することが困難な農業者の条件不利を軽減するものであり、引き続き本特例措置が必要である。</p>															

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		令和元年度	令和2年度	令和3年度
		対象者数	142,002人	138,321人 (132,317人)	132,069人 (132,317人)
		適用件数	11,066件	12,620件 (9,686件)	13,019件 (9,686件)
		減税額	727百万円	879百万円 (554百万円)	954百万円 (554百万円)
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—			
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>農業者の信用を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により農業者の資金融通の円滑化が図られ、農業経営の改善に貢献している。</p>			
前回要望時の達成目標	本措置の性格上、達成目標は示していない。				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本措置の性格上、達成目標は示していない。				
これまでの要望経緯	昭和48年に創設、以降2年ごとに適用期限を延長 (平成23年に軽減税率が1/1000から1.5/1000に変更)				

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(農林水産省 林野庁 企画課)

項目名	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置 (②独立行政法人農林漁業信用基金)											
税目	登録免許税 (措法 78②二)											
要望の内容	<p>独立行政法人農林漁業信用基金 (以下「信用基金」という。) が行う債務保証業務に係る担保の抵当権設定登記について、登録免許税の税率軽減措置 (本則 4/1,000→特例 1.5/1,000) の適用期限の 2 年延長 (令和 7 年 3 月 31 日まで)。</p> <table border="1" data-bbox="874 831 1490 999"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>( —</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>( —</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	( —	百万円)	(改正増減収額)	( —	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	( —	百万円)										
(改正増減収額)	( —	百万円)										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>森林・林業基本計画 (令和 3 年 6 月閣議決定) においては、林業経営基盤の強化等のため、金融・税制上の措置の活用を進めることとされている。</p> <p>信用基金は、林業信用保証業務において、信用力の脆弱な林業者等の信用力を補完 (債務保証) し、林業経営等に必要な資金の融通の円滑化を図ることにより、林業・木材産業の健全な発展に資することを目的としている。</p> <p>この目的の達成のため、債務保証利用時の担保の抵当権設定登記等に係る登録免許税の軽減措置を講じ、林業者等の負担軽減による資金融通の円滑化を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国土の約 3 分の 2 を占める森林は、国土の保全、水源のかん養、林産物の供給等、多面的機能の発揮により、国民生活及び国民経済の安定に欠くことができないものである。将来にわたってその適正な整備及び保全を図るためには、林業生産活動の継続が重要であり、その持続的かつ健全な発展を促す必要がある。</p> <p>特に、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中、平成 31 年 4 月に森林経営管理法が施行されたほか、令和元年 6 月には同法に基づく森林経営管理制度の要となる林業経営者の育成を後押しするため、国有林野の管理経営に関する法律が改正されるなど、森林資源の循環利用のための新たな仕組みが措置された。</p> <p>これに伴い、信用基金においても制度の下支えを図るべく、業務の追加や債務保証対象者の拡大等が講じられたところ。</p> <p>信用基金が行う債務保証は、林業生産活動を担う林業者等の信用力を補完し、経営展開のために必要な資金の融通の円滑化のための制度であり、林業・木材産業の健全な発展に貢献するものである。</p> <p>このため、債務の保証にあたり、担保設定を行う林業者等に対し登録免許税の軽減措置を講じることは、林業者等の負担軽減を通じた資金融通の円滑化に必要である。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 林産物の供給及び利用の確保</p>											
		政策の達成目標	林業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、単独でアウトカムとして数値目標を設定するにはなじまないが、近年の債務保証実績を目安とすることにより、森林・林業基本計画の実現に寄与するものとする。											
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）											
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。											
		政策目標の達成状況	<p>林業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、単独でアウトカムとして数値目標を設定するにはなじまないが、債務保証の引受実績としては次のとおり。</p> <p>信用基金の債務保証の引受実績 <span style="float:right">(単位：億円)</span></p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証実績</td> <td>273</td> <td>283</td> <td>317</td> <td>294</td> <td>208</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	保証実績	273	283	317	294
	年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度								
	保証実績	273	283	317	294	208								
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和5年度適用事業者数（見込） 8件</p> <p>令和5年度適用減税額（見込） 0.74百万円</p>											
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	林業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により林業者等が債務保証を利用する際の負担が軽減され、資金融通の円滑化が図られることで、林業経営の改善に貢献する。											
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし											
予算上の措置等の要求内容及び金額		<p>林業信用保証事業交付金 【令和4年度当初予算額：440百万円】</p> <p>信用基金に対し、債務保証に係る保証料率の軽減及び信用基金の財務基盤の維持を図るための支援等を実施する事業である。</p>												
上記の予算上の措置等と要望項目との関係		<p>上記予算は、信用基金における林業信用保証業務の収入（保証料及び求償権回収）と支出（代位弁済）の収支差額の補填等について支援するものである。</p> <p>要望項目については、保証利用者の担保の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減措置を講ずるものである。</p>												

		<p>信用基金は、国等の出資を受けて信用力の脆弱な林業者等が融資を受ける際にその信用力を補完し、資金融通の円滑化を通じて、林業者等の経営改善等による林業・木材産業の健全な発展に資することを目的として設立された法人であり、公的保証機関として位置づけられている。</p> <p>本措置は、公的保証機関である信用基金が債務保証を行う際、担保設定が必要な保証利用者の負担を軽減し、資金融通を円滑にするという目的で、信用保証協会等による債務保証に係る措置と同様のものである。</p> <p>また、担保設定の効果は信用基金の求償権の確保にも通じることから、公的資金の支出増のリスク軽減にも資する。</p> <p>これらのことから、引き続き本措置が必要である。</p>																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>(単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>1,045</td> <td>932</td> <td>709</td> </tr> <tr> <td>適用事業者数</td> <td>1 (9)</td> <td>0 (13)</td> <td>0 (13)</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0.2 (0.9)</td> <td>0 (1.2)</td> <td>0 (1.2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置は、信用保証協会等による債務保証に係る措置と同様に信用力の脆弱な林業者等全体を対象とする制度であり、特定の者に偏ってはいない。</p>	年度	R1	R2	R3	対象者数	1,045	932	709	適用事業者数	1 (9)	0 (13)	0 (13)	減収額	0.2 (0.9)	0 (1.2)	0 (1.2)
	年度	R1	R2	R3														
	対象者数	1,045	932	709														
	適用事業者数	1 (9)	0 (13)	0 (13)														
	減収額	0.2 (0.9)	0 (1.2)	0 (1.2)														
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																	
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	保証利用者の信用力を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用のみによる効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により保証利用者の負担を軽減し、資金融通の円滑化が図られることで、林業・木材産業の健全な発展に資する。																	
前回要望時の達成目標	本要望の性格上、達成目標は示していない。																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本要望の性格上、達成目標は示していない。																	
これまでの要望経緯	昭和48年に創設、以降2年ごとに適用期限を延長してきた。平成23年に軽減税率を1,000分の1.5(従来：1,000分の1)に引き上げた上、適用期限を2年延長している。																	

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 水産庁 水産経営課）

項目名	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置 （③漁業信用基金協会）		
税目	登録免許税（措法78②三）		
要望の内容	漁業信用基金協会が行う債務保証業務に係る担保の抵当権設定登記について、登録免許税の税率の軽減措置（本則4/1000→特例1.5/1000）の適用期限の2年間延長（令和7年3月31日まで）。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	一百万円 （ 一百万円） （ 一百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>漁業信用基金協会は、信用力の脆弱な中小漁業者等の信用力を補完し、漁業近代化資金その他漁業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、漁業の生産性向上及び経営改善を図ることを目的としている。</p> <p>この目的を達成するためには、登録免許税の軽減措置を講ずることにより、中小漁業者等の負担を軽減しながら資金の円滑な融通を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>水産基本計画（令和4年3月閣議決定）、水産政策の改革（平成30年6月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年12月公布、令和2年12月施行）による水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を金融面から支援するため、経営改善に取り組む漁業者等への必要な資金の融通に関する措置を講じることが重要な政策手段である。</p> <p>「資金の円滑な融通」を図るには、公的な保証機関である漁業信用基金協会が信用力の脆弱な中小漁業者等の保証を引き受けることにより信用力を補完することが必要であり、併せて漁業信用基金協会が担保設定を行うに当たっての登録免許税の軽減措置を講じることにより、中小漁業者等の融資時の負担を軽減することが必要であることから、引き続き本軽減措置を継続していく必要がある。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性
	政策の達成目標	<p>中小漁業者等の信用を補完する信用保証制度の性格上、数値目標はなじまないが、近年の保証引受実績を目安として信用保証を実施することにより、水産基本計画の実現に向け着実に施策を展開する。</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	<p>令和7年3月31日まで（2年間）</p>
	同上の期間中の達成目標	<p>政策の達成目標と同じ。</p>

	政策目標の達成状況	<p>中小漁業者等の信用を補完する信用保証制度の性格上、数値目標はなじまないが、信用保証の引受実績は以下のとおり。</p> <p>漁業信用基金協会の信用保証の引受実績 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証実績</td> <td>697</td> <td>789</td> <td>762</td> <td>947</td> <td>701</td> </tr> </tbody> </table>		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	保証実績	697	789	762	947	701
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度									
保証実績	697	789	762	947	701									
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和5年度適用事業者数(見込) : 26件          令和5年度適用減税額(見込) : 319万円</p>												
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>中小漁業者等の信用を補完する信用保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により漁業者の資金融通の円滑化が図られ、漁業経営の改善に貢献している。</p>												
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし。												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>水産金融総合対策事業のうち漁業者保証円滑化対策事業のうち漁業経営改善保証円滑化事業          【令和4年度予算額：365百万円】          経営改善漁業者等が借り入れる漁業近代化資金等について、漁業信用基金協会の保証に要する保証料負担を経営改善計画の期間(5年間)軽減することで、経営改善漁業者等の一層の漁業経営の改善の取り組みを支援する。</p>												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>登録免許税の軽減措置と上記保証料助成事業をセットで利用することで、経営改善漁業者等が設備投資する際の初期負担を軽減する。</p>												
	要望の措置の妥当性	<p>漁業信用基金協会は、信用力の脆弱な中小漁業者等の信用力を補完し、漁業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、漁業の生産性の向上及び経営の改善に資することを目的として設立された法人であり、公的保証機関として位置づけられている。</p> <p>本軽減措置は漁業信用基金協会が、信用力の脆弱な中小漁業者等に対し信用保証を行う際、担保設定の負担を軽減し、資金融通を円滑にするという目的で創設されたものであり、本軽減措置を講じることにより、中小漁業者等の資金融通の円滑化を図り、経営改善等を推進するものであるため、政策目的にも合致している。</p>												

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	当該特例措置の適用実績 (単位：件、百万円)			
			R元年度	R2年度	R3年度
		対象者数	6,318	7,358	5,141(6,544)
		適用事業者数	6	8	16(10)
		減税額	6	2	6(2)
	(本措置は、中小漁業者等を対象とするものであり、特定の者に偏ってはいない。)				
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—			
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	中小漁業者等の信用を補完する信用保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により漁業者の資金融通の円滑化が図られ、漁業経営の改善に貢献をしている。			
	前回要望時の達成目標	本要望の性格上、達成目標は示していない。			
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本要望の性格上、達成目標は示していない。			
	これまでの要望経緯	昭和48年度に創設、以降2年ごとに適用期限を延長してきた。平成23年度に軽減税率を1,000分の1.5(従来：1,000分の1)に引き上げた上、適用期限を2年毎に延長(令和5年3月31日まで)している。			

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設・拡充・延長 )

( 農林水産省畜産局食肉鶏卵課 )

項目名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例								
税目	所得税 ( 措法 25 ) 、法人税 ( 措法 67 の 3 )								
要望の内容	<p>肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を 3 年延長すること。</p> <p>[ 現行制度の概要 ]          農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育した肉用牛を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後 1 年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合、1 頭当たりの売却価額 100 万円 ( 交雑種は 80 万円、乳用種は 50 万円 ) 未満の肉用牛又は高等登録牛であって、その肉用牛の頭数の合計が 1,500 頭以内であるとき、その肉用牛の売却により生じた農業を営む個人の事業所得に対する所得税は免除、農地所有適格法人にあっては、利益の額を損金の額に算入する。</p> <table border="1" data-bbox="887 792 1489 958"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>( 制度自体の減収額 )</td> <td>( ▲10,000 百万円 )</td> </tr> <tr> <td>( 改正増減収額 )</td> <td>( — 百万円 )</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	( 制度自体の減収額 )	( ▲10,000 百万円 )	( 改正増減収額 )	( — 百万円 )
平年度の減収見込額	— 百万円								
( 制度自体の減収額 )	( ▲10,000 百万円 )								
( 改正増減収額 )	( — 百万円 )								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>本特例措置は、我が国の肉用牛経営が本特例措置を活用することにより、「食料・農業・農村基本計画 ( 令和 2 年 3 月閣議決定 ) 」 ( 目標年度令和 12 年度 ) において定めている、牛肉需要の長期見通しに即した牛肉の生産数量の目標達成に向け、規模拡大等による経営体質の強化により経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重点品目に選定された牛肉の輸出拡大に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで 3 年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。</p> <p>また、高齢化に伴う離農が進展する中、中国における需要増加や昨今のウクライナ情勢に伴う飼料穀物の価格高騰による生産コストの増加や、国際経済連携協定に基づく段階的な関税削減の影響が懸念されるなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。</p> <p>さらに、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた令和 12 年度までに 5 兆円とする新たな輸出額目標 ( 牛肉 : 3,600 億円 ) の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、生産基盤の強化が不可欠である。</p> <p>今後とも肉用牛経営の安定と国民から求められる国産牛肉の安定供給を図っていくためには、引き続き、本特例措置の継続が必要不可欠である。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 農業の持続的な発展</p> <p>[政策分野] 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>																	
		政策の達成目標	<p>「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）」における令和12年度※の牛肉（部分肉）生産量を達成目標としている。 ※目標年度については、食料・農業・農村基本計画において10年後の数値目標が設定されることから令和12年度とした（5年毎に見直し）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">目 標</th> </tr> <tr> <th>平成30年度(A)</th> <th>令和12年度(B)</th> <th>年平均伸び率(%) (30~12年度)</th> <th>比率(%) (B)/(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（部分肉）生産量 &lt;枝肉換算&gt; (単位：万トン)</td> <td>33 &lt;48&gt;</td> <td>40 &lt;57&gt;</td> <td>0.58</td> <td>147</td> </tr> </tbody> </table>					目 標				平成30年度(A)	令和12年度(B)	年平均伸び率(%) (30~12年度)	比率(%) (B)/(A)	牛肉（部分肉）生産量 <枝肉換算> (単位：万トン)	33 <48>	40 <57>	0.58	147
			目 標																	
			平成30年度(A)	令和12年度(B)	年平均伸び率(%) (30~12年度)	比率(%) (B)/(A)														
		牛肉（部分肉）生産量 <枝肉換算> (単位：万トン)	33 <48>	40 <57>	0.58	147														
租税特別措置の適用又は延長期間	<p>所得税 令和6年1月1日から令和8年12月31日 法人税 令和6年4月1日から令和9年3月31日</p>																			
同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																			
政策目標の達成状況	<p>本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。</p> <p>[牛肉生産量の推移]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉（部分肉）生産量 &lt;枝肉換算&gt; (単位：万トン)</td> <td>33 &lt;48&gt;</td> <td>33 &lt;47&gt;</td> <td>34 &lt;48&gt;</td> <td>34 &lt;48&gt;</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（農林水産省：食肉流通統計）</p>					30年度	元年度	2年度	3年度	牛肉（部分肉）生産量 <枝肉換算> (単位：万トン)	33 <48>	33 <47>	34 <48>	34 <48>						
	30年度	元年度	2年度	3年度																
牛肉（部分肉）生産量 <枝肉換算> (単位：万トン)	33 <48>	33 <47>	34 <48>	34 <48>																
有効性	要望の措置の適用見込み	区分	3年度 (見込み)	4年度 (見込み)	5年度 (見込み)															
		件数	22,013	22,013	22,013															
		減税額 (百万円)	10,257	10,257	10,257															
		区分	6年度 (見込み)	7年度 (見込み)	8年度 (見込み)															
		件数	22,013	22,013	22,013															
		減税額 (百万円)	10,257	10,257	10,257															

		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p> <p>本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。また、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土の保全・有効活用等による地域経済の活力維持に寄与する。</p>
	当該要望項目以外の税制上の措置	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置（地方税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>肉用子牛生産者補給金制度（令和4年度 66,227 百万円） 肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に国から補給金を交付。</p> <p>肉用牛肥育経営安定交付金制度（令和4年度 97,726 百万円） 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の一部を交付金として交付。</p> <p>肉用牛経営安定対策補完事業（令和4年度 3,636 百万円） 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備の支援、離島及び山振地域における肉用子牛の集出荷促進及び、繁殖雌牛の増頭の取組を支援する。</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>本特例措置は、上記予算措置とともに、資金効率が悪く、経営リスクの高い肉用牛経営の安定を図るとともに、規模拡大等による経営体質の強化を促進し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。</p>
相当性	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、国産牛肉の安定供給を図るための肉用牛生産振興対策の一つとして発足し、我が国の肉用牛生産振興上、重要な役割を果たしてきている。また、離島や山振地域等の条件不利地域等における国土の有効利用と地域振興に寄与している。</p> <p>これまで本特例措置の適用を受けてきたが、高齢化に伴う離農が進展する中、昨今のウクライナ情勢の緊迫化に伴う飼料穀物や原油等の価格高騰による生産コストの増加や、国際経済連携協定に基づく段階的な関税削減の影響が懸念されるなど、肉用牛経営は引き続き厳しい環境にある。</p> <p>さらに、「食料・農業・農村基本計画」に掲げた令和12年度までに5兆円とする新たな輸出額目標（牛肉：3,600億円）の実現に向けて、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき政府一体となって更なる輸出拡大に取り組んでおり、輸出を含めた国内外の牛肉需要に対応するため、さらなる生産基盤の強化が不可欠である。</p> <p>このため、肉用牛農家の経営の安定を図り、条件不利地域の産業基盤の維持、新たな雇用の創出を促し、輸出を拡大していく上でも本特例措置について、適用期限を延長する必要がある。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

区分	30年度	元年度	2年度
件数	22,699 (21,447)	21,361 (21,447)	19,267 (21,447)
減税額 (百万円)	15,915 (16,743)	14,860 (16,743)	10,065 (16,743)

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

根拠条文	適用件数	適用総額
67の3	1,893	321億円

(令和2年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第208回国会報告))

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、減税額を繁殖用雌牛の増頭や施設整備等のための資金に充当することにより、規模拡大等による経営体質の強化が図られることとなる。これを通じて肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与する。

[肉用牛農家の1戸当たりの飼養頭数の推移]

	30年 (実績)	31年 (実績)*	2年 (実績)	3年 (実績)
1戸当たりの頭数	52.0	54.1 (55.4)	58.2	61.9

※：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の集計結果を用いて集計した平成31年の数値を括弧内に参考値として記載

(農林水産省：畜産統計)

[特例措置適用者の1戸当たりの飼養頭数の推移]

	2年 (実績)	3年 (実績)
1戸当たりの頭数(個人)	45.8	51.7
1戸当たりの頭数(法人)	949.2	1,099.8

(食肉鶏卵課：肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査(令和3年))

1戸当たりの飼養頭数は増加しており、規模拡大は進んでいる。

前回要望時の達成目標

	目 標			
	平成25年度(A)	平成37年度(B)	年平均伸び率(%) (25~37年度)	比率(%) (B)/(A)
牛肉(枝肉)生産量 (単位：万トン)	51	52	0.16	102

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

前回要望時(令和元年)において、目標としていた牛肉生産量52万トン(目標年度は平成37年度)に対し、令和元年度以降、牛肉の生産量は前年度を上回って推移したものの、令和3年度実績は48万トンにとどまった。

この主な要因として、肉用牛繁殖雌牛は増加傾向で推移し、1戸当たりの飼養頭数は拡大しているものの、肉用子牛生産者の高齢化等の進展により小規模層を中心に飼養戸数が減少したため、牛肉生産量の大幅な増加にはならなかったことが考えられる。

<p style="text-align: center;">これまでの 要望経緯</p>	<p>令和 2 年度：延長  平成 29 年度：延長  平成 26 年度：延長  平成 23 年度：延長、1 戸当たりの売却頭数の上限見直し（2,000 頭から 1,500 頭）、1 頭当たりの売却価額の上限を見直し（交雑種の売却価額 100 万円から 80 万円）  平成 20 年度：延長、1 戸当たりの売却価額に上限（2,000 頭）を設定、1 頭当たりの売却価額の上限を見直し（乳用種の売却価額 100 万円から 50 万円）  平成 17 年度：延長、適用期間を 5 年間から 3 年間に短縮  平成 16 年度：農業災害補償法の改正に伴う規定の整備  平成 12 年度：延長  平成 7 年度：延長  平成 2 年度：延長、農協等の指定要件の変更、農協等への委託販売の対象に肉専用種子牛を拡大  昭和 60 年度：延長  昭和 55 年度：延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛の追加、100 万円以上の肉用牛を課税  昭和 52 年度：延長  昭和 49 年度：乳用雄子牛の価格安定事業を行う農林水産大臣の指定を受けた農協等を追加  昭和 47 年度：延長  昭和 45 年度：食肉センター等のうち農林水産大臣の認定を受けた市場を追加  昭和 44 年度：条例市場のうち農林水産大臣の認定を受けた市場を追加  昭和 42 年度：創設</p>
---	--

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省農村振興局土地改良企画課）

項目名	土地改良法の一部改正に伴う税制上の所要の措置		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>農業従事者の高齢化や農村における人口減少が深刻化する中、解散を予定している土地改良区が、農村地域の実情に応じた持続的な管理体制へ移行する場合に、施設の適正な管理を維持しつつ、円滑に組織変更できる仕組みを、土地改良法の一部を改正して措置したところであり、これに伴う税制面の措置をする必要がある。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— ( — ( —</p>	<p>百万円 百万円) 百万円)</p>
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 農林水産業・地域の活力創造プラン（令和3年12月24日改訂）に基づき取りまとめられた「人・農地など関連施策の見直しについて」の中で、施策展開の方向として掲げられた農村をサポートする人材育成対策の具体的措置の一つとして、解散を予定している土地改良区が、集落と共同で農業水利施設の管理を行える法人に組織変更できる仕組みを導入。</p> <p>(2) 施策の必要性 農業従事者の高齢化や農村における人口減少が深刻化する中、解散を余儀なくされる土地改良区について、引き続き法人格を維持して円滑に、簡易な施設の維持管理ができるよう、改正土地改良法で、組織変更（解散を予定している土地改良区から一般社団法人又は認可地縁団体への組織変更）が措置されたことから、これに伴う所要の措置が必要。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 3 農村の振興</p> <p>《政策分野》 ⑮ 農村を支える新たな動きや活力の創出</p> <p>○ 農林水産業・地域の活力創造プラン（令和3年12月24日改訂）</p> <p>9. 人口減少社会における農山漁村の活性化 農用地の保全や地域資源の活用等により、地域コミュニティ機能の維持・強化を図るとともに、情報通信基盤など生活インフラ等の確保や鳥獣被害対策等を推進し、農山漁村に人が住み続けるための条件整備を進める。 〈展開する施策〉 農村を支える新たな動きや活力の創出</p>
		政策の達成目標	なし
		租税特別措置の適用又は延長期間	なし
		同上の期間中の達成目標	なし
		政策目標の達成状況	なし
	有効性	要望の措置の適用見込み	現在、145地区において解散が見込まれおり、その中から本措置を適用する案件が出てくる見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	組織変更の仕組みの適切な運用により、農村地域の実情に応じた農業用排水施設の持続的な管理が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
		要望の措置の妥当性	解散を予定している土地改良区に係る組織変更の仕組みを適切に運用するためには、組織変更に際しての課税関係の整理が必要であることから、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	なし
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	なし
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	なし
		前回要望時の達成目標	なし
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	なし
	これまでの要望経緯	なし	

令和5年度税制改正要望事項 (新設・拡充・延長)

農林水産省 水産庁 計画課

水産経営課

項目名	漁港施設の見直し等に係る税制上の所要の措置	
税目	複数税目	
要望の内容	<p>近年、水産資源の減少等を背景に漁港が水産物生産そのものの拠点としての機能を果たすなど、利用の実態に変化が生じているほか、津波避難対策等の漁港における安全性の確保の重要性が高まるなど、漁港に求められる機能に変化が生じている。</p> <p>また、水産基本計画（令和4年3月閣議決定）においては、①民間事業者や漁協による地域資源を最大限に活用した海業（うみぎょう）※の取組、②漁港用地の有効活用による陸上養殖の展開、③漁港の就労者や来訪者、漁村の生活者等の安全確保のための避難路や避難施設の整備等が位置づけられ、これらを推進していくこととしている。</p> <p>以上に対応するため、漁港の利用実態の変化や安全性の確保等を踏まえた漁港施設の対象拡充とともに、海業の事業活動に意欲のある漁協における事業内容の拡充を行い、その内容を踏まえた税制上の所要の措置を要望する。</p> <p>※海業（うみぎょう）とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されているものである。</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 ( — 百万円) ( — 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的          漁業の実態や漁港の利用実態等の変化に対応できるよう、漁港施設の見直しを行い、漁港漁場整備事業による整備の推進や、漁港管理者による施設の適切な維持管理を図る。          また、海業などの事業活動に意欲のある漁協における事業内容の拡充を検討する。</p> <p>(2) 施策の必要性          漁村では、全国平均を上回る早さでの人口減少や高齢化の進行等によって活力が低下しており、漁業協同組合や民間事業者により、地域資源の価値や魅力を活用した「海業（うみぎょう）」の取組を推進することにより、地域のにぎわいや所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要となっている。また、近年は水産資源の減少等を背景に漁港が水産物生産そのものの拠点として機能していることや、水産物の輸出促進や消費者ニーズの変化、津波避難対策等の漁港における安全性確保の重要性が高まるなど、漁業の実態や漁港の利用実態等の変化が生じている。          一方、漁港施設は、漁業根拠地である漁港の機能を構成又は維持するものであるが、昭和63年以降は漁港施設の見直しが行われておらず、現行の施設は上記のような漁港の利用実態の変化や求められる機能に対して十分に対応できていない。          また、漁協が実施できる事業の範囲等には制限があり、上記の海業等の実施には課題がある。          これらの課題に対応するため、漁港の利用実態等を踏まえ、陸上養殖を行うための施設や、津波からの避難のための施設等を新たに漁港施設として位置づけるとともに、海業の事業活動に意欲のある漁協における事業内容の拡充を行う必要がある。さらに、これらの内容を踏まえた税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>《大目標》          食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》          水産物の安定供給確保と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》          水産業の成長産業化の実現          漁村の活性化の推進</p> <p>○ 水産基本計画（令和4年3月閣議決定）          II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現          4 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備          （2）水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備          また、マーケットイン型養殖業に対応し、需要に応じた安定的な供給体制を構築するため、養殖生産のための種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を「養殖生産拠点地域」として圏域計画に新たに位置付け、養殖適地拡大のための静穏水域の確保、漁港周辺水域の活用、種苗生産施設から加工・流通施設等に至る一体的な整備を推進する。加えて、漁港の利用状況等に応じた用地の再編・整序による利用適正化や有効活用により、漁港での陸上養殖の展開を図る。</p>

### Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進

#### 1 浜の再生・活性化

##### (2) 海業等の振興

漁村の人口減少や高齢化など地域の活力が低下する中で、地域の理解と協力の下、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を一層推進することで、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。このため、地域の漁業実態に合わせ、漁港施設の再編・整理、漁港用地の整序により、漁港を海業等に利活用しやすい環境を整備する。

##### (3) 民間活力の導入

海業等の推進に当たり、民間事業者の資金や創意工夫を活かして新たな事業活動が発展、集積するよう、漁港において長期安定的な事業運営を可能とするため、漁港施設・用地及び水域の利活用に関する新たな仕組みの検討を進める。また、防災・防犯等の観点から必要となる環境を整備し、民間事業者の利用促進を図る。

また、漁業所得の向上を目指す浜プランに基づく取組と併せ、漁村の魅力を活かした交流・関係人口の増大に資する取組を推進するとともに、地域活性化を担う人材確保のため、地域おこし協力隊等の地域外の人材を活用する仕組みの利用促進を図る。

#### 2 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化

##### (1) 漁業の振興や漁村の活性化に向けた漁協の連携強化等

漁協が地方公共団体と連携して持続可能な漁業や漁村の活性化に貢献し、漁協経営の改善につながるよう漁港の活用を促進し、漁協が自ら又は民間企業との連携等により、海業（うみぎょう）の経営を円滑に行えるよう環境を整備する。

#### 6 防災・減災、国土強靱化への対応

気候変動等による災害の頻発化・激甚化、今後の南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波の発生の切迫に対し、漁業地域の安全・安心を確保し、災害発生後においては、漁業活動をはじめとした地域の水産業の可能な限りの継続又は早期の再開を図る必要がある。

##### (1) 事前の防災・減災対策

さらに、漁港の就労者や来訪者、漁村の生活者等の安全確保のため、避難路や避難施設の整備、避難・安全情報伝達体制の構築などの避難対策を推進する。

### Ⅳ 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策

#### 3 カーボンニュートラルへの対応

##### (1) 漁船の電化・燃料電池化

また、蓄電池とエンジン等のハイブリッド型の動力構成に関する研究、二酸化炭素排出量の少ないエネルギーの活用など、段階に応じた様々な技術実装を推進する。また、漁船の脱炭素化に適応する観点から、必要とする機関出力が少ない小型漁船を念頭に置いた水素燃料電池化、国際商船や作業船など漁業以外の船舶の技術の転用・活用も視野に入れた漁船の脱炭素化の研究開発を推進する。

##### (2) 漁港・漁村のグリーン化の推進

漁港・漁村における環境負荷の低減や脱炭素化に向けて、漁港施設

			<p>等への再生可能エネルギーの導入促進や省エネ対策の推進、漁港や漁場利用の効率化による燃油使用量の削減等を推進する。</p> <p>○ 漁港漁場整備長期計画（令和4年3月閣議決定）</p> <p>第2 実施の目標及び事業量</p> <p>1 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化</p> <p>（1）実施の目標</p> <p>ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化 （具体の施策） 水産物の流通拠点となる漁港等においては、陸揚げから出荷までの一貫した高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所等の整備を推進し、水産物の品質管理と安全性の向上を図るとともに、冷凍・冷蔵施設、加工・流通施設等の整備による水産物の保存・出荷調整機能の強化と多様化する消費者ニーズへの対応強化を図る。</p> <p>イ 養殖生産拠点の形成 （具体の施策） さらに、漁港水域における養殖や用地を活用した陸上養殖の展開のため、漁港の利用状況等に応じた水域施設の活用や用地の再編・整序等の利用適正化と用水・排水施設等の整備等の養殖事業者の効率的な生産活動に必要な環境整備を実施する。</p> <p>2 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保</p> <p>（1）実施の目標</p> <p>イ 災害リスクへの対応力強化 （具体の施策） また、漁港における就労者や来訪者、漁村における地域住民等の安全確保のため、避難路、避難施設の整備や避難・安全情報伝達体制の構築等の避難対策を推進する。</p> <p>3 「海業（うみぎょう）」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上</p> <p>（1）実施の目標</p> <p>ア 「海業（うみぎょう）」による漁村の活性化 （目指す姿） 海や漁村に関する地域資源を活かした海業（うみぎょう）等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。 （具体の施策） （ア）漁港の利用適正化 による活用促進 地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設、用地の再編・整序による漁港の利活用環境の改善を行い、地域の理解と協力のもと、漁港と地域資源を最大限に活かした増養殖、水産物の販売や漁業体験の受け入れなど海業（うみぎょう）等の振興を図る。また、防災施設、防犯安全施設等、漁業者や民間事業者の事業活動に必要な施設整備を実施するとともに、漁港における海業（うみぎょう）等の関連産業を集積させていくための仕組みづくりを進める。また、漁港における釣りやプレジャーボート等の適正利用に当たっては、駐車場等の受入環境の整備や関係団体との連携によるマナー向上やルールづくり等を進める。</p>
--	--	--	---

		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	—	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	—	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設・拡充・延長 )

(農林水産省 経営局 農地政策課)

項目名	農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置	
税目	登録免許税 ( 措法 77 条、震災特例法 40 条の 2 の 2 )	
要望の内容	<p>農業を営む者が、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）に規定する農用地利用集積等促進計画（福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「福島特措法」という。）に規定する農用地利用集積等促進計画を含む。）により農用地区域内の土地（農用地、混牧林地、開発して農用地とすることが適当な土地）を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置（20/1000→10/1000）の適用期限を 2 年延長すること。</p>	
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— 百万円 ( — 百万円) ( — 百万円)</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

担い手への農地の集積・集約化と農地の確保

(2) 施策の必要性

- ① 農林水産省では、令和3年5月25日の「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」において、農地の貸借を促進するルートは、農地バンクを経由する手法を軸とするなど、地域の農地について、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（目標地図）の実現に向けた貸借等を、強力に促進する措置を講ずることを公表したところである。
- ② この方向性に基づき、令和4年5月に成立した、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、ア 人・農地プランを法定化（地域計画）し、地域の話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、イ 地域内外から受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めていくこととしている。
- ③ 本改正に伴い、地域計画の実現等に資するため、農地バンクが地域の農用地等の大宗を積極的に引き受け、一元的に配分できるよう、農用地利用集積計画・農用地利用配分計画を統合し、農用地の利用権設定等や、農作業の受委託も対象とした「農用地利用集積等促進計画」が創設された。
- ④ 農用地利用集積等促進計画は、機構法に基づき意欲ある農業者に対する農地の利用集積を促進することにより、効率的かつ安定的な農業経営を育成していくという政策効果を有するものである。今後とも農地の集約化等を進める意欲ある担い手の農業経営の発展を支援していくために、農用地利用集積等促進計画による農地取得の際の費用負担を軽減する本特例措置を引き続き継続していく必要がある。
- ⑤ また、意欲ある担い手に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定等されている。

ア 食料・農業・農村基本法

第二十一条

国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

第二十三条

国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

イ 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）

「農業構造の展望」における望ましい農業構造の姿として、担い手への農地集積が8割であることを明記。

ウ 農業経営基盤強化促進法第31条

国及び都道府県は、この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

エ 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）

今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 農地集積・集約化と農地の確保</p>
		政策の達成目標	今後 10 年間（令和 5 年度）で、全農地面積の 8 割が、「担い手」によって利用される。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間延長
		同上の期間中の達成目標	担い手が利用する農地面積の割合を 8 割（現状は約 6 割）に拡大していく。
	政策目標の達成状況	令和 4 年 3 月末における担い手への農地集積率は 58.9%となっている。	
	有効性	要望の措置の適用見込み	(令和 5 年度見込み) 適用件数： 11,116 件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>令和 5 年度の農地の有償所有権移転見込件数（約 49 千件）のうち、農用地利用集積等促進計画における有償所有権移転見込件数（約 14 千件）の占める割合は約 3 割となる見込み。</p> <p>また、令和 5 年度の農用地利用集積等促進計画による有償所有権移転見込件数（約 14 千件）のうち、本特例措置の適用となる件数は約 11 千件となる見込みであり、農用地利用集積等促進計画による農用地の円滑な権利移動を促し、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日）に掲げる目標達成に寄与する。</p> <p>※ 令和 5 年度の見込みは、平成 29 年度～令和元年度の実績から推計。</p>

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の課税標準の特例（不動産取得税）														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	農地中間管理機構が行う農地買入等に要する借入資金に係る利子助成（農地中間管理機構事業の令和4年度予算額 35 億円の内数）														
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	担い手が利用する面積が全農地の8割となるよう農地集積を推進する。 農地中間管理機構の農地取得に伴う負担軽減を図り、担い手の円滑な農地取得を実現するために、予算上の措置は農地中間管理機構に対して買入資金に係る利子を助成し、税制は担い手が農地を取得する場合の取得後の登録免許税を軽減するという役割分担となっている。														
	要望の措置の妥当性	<p>農地を取得する場合には、その購入に多額の資金が必要となることに加え、登記手数料や各種租税公課等により相当の費用負担が生じる中、その税負担を軽減することは、農地取得を促進するためのインセンティブとなるものである。</p> <p>また、税制措置は、毎年の予算額に左右される補助事業に比べて、適用期限内であれば確実に適用できるため、農業者が安心して規模拡大等に取り組むことができることから、手段としての確かつ有効なものである。</p> <p>なお、本特例措置の適用対象は、機構法に基づく農用地利用集積等促進計画の場合は、農地中間管理機構が作成し、都道府県知事が認可・公告する公的な計画に基づく土地の譲渡であり、福島特措法に基づく農用地利用集積等促進計画の場合は、福島県知事が作成及び公告を行う公的な計画に基づく土地の譲渡である。</p> <p>また、農用地としての利用が確保される農用地区域内の土地に限定しており、政策目標達成のために必要最小限の措置となっている。</p>														
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>適用実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">平成 30 年度</th> <th style="width: 20%;">令和元年度</th> <th style="width: 20%;">令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>10,502</td> <td>11,415</td> <td>11,387</td> </tr> <tr> <td>減税額 (百万円)</td> <td>28</td> <td>31</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額（法務省・登記統計による。）</p>			区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	件 数	10,502	11,415	11,387	減税額 (百万円)	28	31	31
	区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度												
件 数	10,502	11,415	11,387													
減税額 (百万円)	28	31	31													
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	対象外															

<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>		<p>令和元年度の農地の有償所有権移転件数(49,132件)のうち農用地利用集積計画による移転件数(14,728件)の占める割合は約3割となっており、農用地利用集積計画による有償所有権移転件数(14,728件)のうち、約8割(11,415件)が本特例措置の適用対象となっている。  ※有償所有権移転件数は、「令和元年 農地の権利移動・借賃等調査」により算出。  特に、北海道のように、農地の売買価格が収益還元価格に近い地域においては、売買による担い手への農地の集積・集約化が定着しており、担い手による農地の購入ニーズがあるものの、直ぐに資金を確保できない場合など、農地を譲渡したい離農者等から一旦機構が買入れ、その後担い手に売り渡す形で集積することができる。  従来の個々の要望に応じた農用地利用集積計画による相対の権利設定を重ねても予定調和的に集約化等を実現することは困難であることから、地域計画の実現等に資するため、今般の基盤法等改正に伴い、農地バンクが地域の農用地等の大宗を積極的に引き受け、一元的に配分するための農用地利用集積等促進計画を創設したところ。これは、担い手への更なる農地の集約化等に寄与するものであり、担い手の農地取得の際の費用負担を軽減することができる本措置は手段として有効である。</p>																				
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>今後10年で、全農地面積の8割が「担い手」によって利用される。</p>																				
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和4年3月末における担い手による農地の利用面積は約256万ha、全耕地面積(約435万ha)に占める割合は約6割(58.9%)にとどまっている。今後も税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成を図る必要がある。</p>																				
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和56年度創設  平成3年度以降2年ごとに期限延長を要望  令和3年 福島特措法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置  令和4年 農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、機構法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置</p> <table border="1" data-bbox="555 1554 1471 1729"> <tr> <td>昭和56</td> <td>58</td> <td>60</td> <td>62</td> <td>平成元</td> </tr> <tr> <td>9/1000</td> <td>12/1000</td> <td>16/1000</td> <td>20/1000</td> <td>25/1000</td> </tr> <tr> <td>平成15</td> <td>29</td> <td>31</td> <td>令和2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8/1000</td> <td>10/1000</td> <td>10/1000</td> <td>10/1000</td> <td></td> </tr> </table>	昭和56	58	60	62	平成元	9/1000	12/1000	16/1000	20/1000	25/1000	平成15	29	31	令和2		8/1000	10/1000	10/1000	10/1000	
昭和56	58	60	62	平成元																		
9/1000	12/1000	16/1000	20/1000	25/1000																		
平成15	29	31	令和2																			
8/1000	10/1000	10/1000	10/1000																			

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課  
大臣官房新事業・食品産業部 企画グループ  
輸出・国際局 知的財産課）

項目名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長							
税目	所得税（租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、 租税特別措置法施行規則第 5 条の 6） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 4、 租税特別措置法施行令第 27 条の 4、 租税特別措置法施行規則第 20 条）							
要 望 の 内 容	<p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般型のインセンティブ強化</li> <li>○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ</li> <li>○サービス開発の要件の見直し</li> <li>○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（2 年間延長（令和 6 年度末まで））</li> <li>○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（2 年間延長（令和 6 年度末まで））</li> <li>○中小企業者等について、試験研究費が 9.4%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長（2 年間延長（令和 6 年度末まで））</li> <li>○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 等</li> </ul> <table border="1" data-bbox="887 1290 1490 1453"> <tr> <td data-bbox="887 1290 1214 1346">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1214 1290 1490 1346">（精査中）百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 1346 1214 1402">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1214 1346 1490 1402">（▲505,300 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 1402 1214 1453">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1214 1402 1490 1453">（▲24,000 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	（精査中）百万円	（制度自体の減収額）	（▲505,300 百万円）	（改正増減収額）	（▲24,000 百万円）
平年度の減収見込額	（精査中）百万円							
（制度自体の減収額）	（▲505,300 百万円）							
（改正増減収額）	（▲24,000 百万円）							

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の研究開発投資総額（令和2年度：19.2兆円）の約7割（同：13.8兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。</p> <p>しかしながら我が国は、長年主要国中第1位であった研究開発投資の対GDP比率で平成21年度に韓国に抜かれ、主要国中第2位であった民間の研究開発投資額でも平成22年度に中国に抜かれ、後塵を拝している。また、リーマンショック後、足許における主要国の研究開発投資伸び率を比較すると、我が国の伸び率は他国と比較して最も低く、大きな危機感を持たざるを得ない状況である。</p> <p>一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。</p> <p>また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。</p> <p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p> <p>こうした中、科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕において、2021年度から2025年度までの5年間で、官民合わせた研究開発投資の総額約120兆円を達成することが目標として定められた。このような高い目標を達成するためには、我が国の研究開発投資総額の約7割を担う民間企業の研究開発投資を促していくことが重要。そのためにも、研究開発投資を増加する企業に対して、より一層のインセンティブを付与していくような制度設計が必要である。</p> <p>加えて、産業全体が成熟しつつある我が国において、今後もイノベーションを起こし続けていくためには、大企業とスタートアップのオープンイノベーションを促すことが重要である。すなわち、「大企業にとっては新技術を取り込むことで新陳代謝が促され、更なる成長を見込むことができる」、「スタートアップにとっては大規模な経営資源を活用することで効率的な経営と事業の拡大が期待できる」ことから、オープンイノベーションは双方にとって非常に有意義であると言える。しかし、我が国においては、海外の主要国と比べても、大企業とスタートアップのオープンイノベーションが十分に進んでいるとは言えない状況であり、オープンイノベーションがより促進させるような制度に見直ししていく必要がある。</p>
---	---

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ① イノベーション創出・技術開発の推進</p> <p>○ 科学技術・イノベーション基本計画 [令和 3 年 3 月 26 日閣議決定] 第 3 章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・ 2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約 30 兆円 ・ 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約 120 兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案）</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針） [令和 4 年 6 月 7 日閣議決定] 第 2 章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (2) 科学技術・イノベーションへの投資 ～略～研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。～略～ (3) スタートアップ（新規創業）への投資 ～略～ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。～略～</p> <p>○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 [令和 4 年 6 月 7 日閣議決定] Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 ～略～民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。 ～略～ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。</p> <p>3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション</p> <p>② 既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し ～略～スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要で</p>
-----------------------------	------------	--------------------------	---

			<p>ある。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。</p> <p>○ 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性—成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が「成長と分配の好循環」をリードする— [令和4年6月22日中小企業政策審議会 総会] 第4章 (略) 世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体のパフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応するサプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模事業者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーションに適した特性等)を発揮し、成長・生産性向上を目指していくことが重要である。(略) こうした企業が成長志向に変革していき、一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になることを目指して、政策支援を展開していきたい。</p>																																			
		<p>政策の達成目標</p>	<p>官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)</p>																																			
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>○一般型のインセンティブを強化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○サービス開発の要件の見直し ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機関から出資を受ける者を追加 (以上、適用期限の定めなし)</p> <p>○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置 ○中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み</p> <p>(以上、令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間))</p>																																			
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。</p>																																			
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>公共機関等における研究開発投資は増加したものの、企業における投資は減少したことから、研究開発投資の総額は減少している。</p> <p>研究主体別研究費の推移(億円)</p> <table border="1" data-bbox="568 1861 1481 2123"> <thead> <tr> <th></th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>前年比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>184,326</td> <td>190,504</td> <td>195,260</td> <td>195,757</td> <td>192,365</td> <td>-1.7</td> </tr> <tr> <td>企業</td> <td>133,183</td> <td>137,989</td> <td>142,316</td> <td>142,121</td> <td>138,608</td> <td>-2.4</td> </tr> <tr> <td>非営利団体・公共機関</td> <td>151,102</td> <td>16,097</td> <td>16,160</td> <td>16,435</td> <td>16,997</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>36,042</td> <td>36,418</td> <td>36,784</td> <td>37,202</td> <td>36,760</td> <td>-1.1</td> </tr> </tbody> </table>		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)	総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7	企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4	非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4	大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)																																
総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7																																
企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4																																
非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4																																
大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1																																

		(出典：総務省「科学技術研究調査」)																															
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○令和5年度適用件数見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般型 3,698件／事業年度</li> <li>・中小企業技術基盤強化税制 6,091件／事業年度</li> <li>・オープンイノベーション型 692件／事業年度</li> </ul>																															
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>経済波及効果の試算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度減収額 5,053億円</li> <li>↓ 研究開発税制等による研究開発投資押し上げ効果</li> <li>・研究開発税制等の研究開発投資押し上げ効果：5,851億円</li> <li>・令和2年度～令和12年度までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：3兆5,093億円</li> </ul> <p>(出典：経済産業省「令和3年度産業技術調査事業(研究開発税制の今後の在り方に関する調査)」)</p> <p>研究論文(Kasahara et al. (2014))によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p> <p>以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。</p>																															
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし																															
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																															
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われており、</p> <p>民間研究開発投資に対する政府支援の対民間研究開発比率(2019)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>研究開発税制</th> <th>補助金等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>9.98%</td> <td>2.05%</td> <td>12.03%</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>11.37%</td> <td>12.33%</td> <td>23.70%</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>33.01%</td> <td>8.14%</td> <td>41.15%</td> </tr> <tr> <td>独国</td> <td>0.00%</td> <td>6.97%</td> <td>6.97%</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>28.39%</td> <td>11.09%</td> <td>39.48%</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>12.23%</td> <td>16.50%</td> <td>28.73%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>6.85%</td> <td>5.65%</td> <td>12.50%</td> </tr> </tbody> </table>		研究開発税制	補助金等	合計	日本	9.98%	2.05%	12.03%	米国	11.37%	12.33%	23.70%	英国	33.01%	8.14%	41.15%	独国	0.00%	6.97%	6.97%	仏国	28.39%	11.09%	39.48%	韓国	12.23%	16.50%	28.73%	中国	6.85%	5.65%
	研究開発税制	補助金等	合計																														
日本	9.98%	2.05%	12.03%																														
米国	11.37%	12.33%	23.70%																														
英国	33.01%	8.14%	41.15%																														
独国	0.00%	6.97%	6.97%																														
仏国	28.39%	11.09%	39.48%																														
韓国	12.23%	16.50%	28.73%																														
中国	6.85%	5.65%	12.50%																														

			7カ国平均	14.55%	8.96%	23.51%
			(出典:OECD Main Science and Technology Indicators)			
			※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act(RAA)を2019年可決、2020年1月から施行。			
			<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p> <p>研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和3年度税制改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。</p> <p>しかしながら、2021年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする」ことが目標として示されており、これを達成するためには、今まで以上のスピードで、研究開発投資を増加させていくことが必要な状況となっており、インセンティブをさらに強化し、民間の研究開発投資を後押ししていく。</p> <p>大企業とスタートアップの委託・共同研究を促すことは、大企業にとっては、新しい技術・アイデアを取り込むことにつながり、新領域への研究開発投資の機会を生み出すことにつながる。また、スタートアップにとっては、大企業の経営資源を活用することで、成長のスピードを加速化することができる。その成長過程で多額の研究開発投資を行うことができる。</p> <p>そのため、大企業のスタートアップとの委託・共同研究を支援するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直すことは、我が国の研究開発投資を増やすことに効果的であり、政府目標の達成を目指す上で妥当であると考えられる。</p>			
			要望の措置の妥当性			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<p>① 減収額実績（うち、資本金1億円以下の法人分）</p> <p>&lt;一般型&gt;  平成30年度 5,751億円（57億円）  令和元年度 5,192億円（101億円）  令和2年度 4,734億円（132億円）</p> <p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;  平成30年度 357億円（357億円）  令和元年度 287億円（286億円）  令和2年度 208億円（206億円）</p> <p>&lt;高水準型&gt;  平成30年度 23億円（1.2億円）  令和元年度 6.7億円（0.3億円）  令和2年度 -1億円（-1億円）</p> <p>&lt;オープンイノベーション型&gt;  平成30年度 84億円（3.7億円）  令和元年度 88億円（4.0億円）  令和2年度 108億円（4.5億円）</p> <p>② 適用事業者数（うち、資本金1億円以下の法人分）</p> <p>&lt;一般型&gt;  平成30年度 3,822法人（1,017法人）  令和元年度 3,598法人（1,010法人）  令和2年度 3,504法人（1,024法人）</p>			

		<p>&lt;中小企業技術基盤強化税制&gt;  平成30年度 5,690 法人 (5,674 法人)  令和元年度 5,478 法人 (5,463 法人)  令和2年度 5,164 法人 (5,148 法人)</p> <p>&lt;高水準型&gt;  平成30年度 149 法人 (110 法人)  令和元年度 96 法人 (79 法人)  令和2年度 -法人 (-法人)</p> <p>&lt;オープンイノベーション型&gt;  平成30年度 580 法人 (283 法人)  令和元年度 554 法人 (254 法人)  令和2年度 562 法人 (281 法人)  (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>※前回要望時（令和3年度税制改正要望時）における令和元年度、令和2年度の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収見込額及び適用見込事業者数は、別紙に記載。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	①租税特別措置法の条項 42条の4 ②令和2年度適用件数（うち、資本金1億円以下の法人分） (1)一般型：3,504 法人 (1,024 法人) (2)中小企業技術基盤強化税制：5,164 法人 (5,148 法人) (3)オープンイノベーション型：562 法人 (281 法人) ③令和2年度適用額（うち、資本金1億円以下の法人分） (1)一般型：4,734 億円 (132 億円) (2)中小企業技術基盤強化税制：208 億円 (206 億円) (3)オープンイノベーション型：108 億円 (4.5 億円)
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	○企業の研究開発費の推移（うち、資本金1億円未満の企業分） 平成26年度 135,864 億円 (5,141 億円) 平成27年度 136,857 億円 (4,404 億円) 平成28年度 133,183 億円 (4,357 億円) 平成29年度 137,989 億円 (3,955 億円) 平成30年度 142,316 億円 (3,809 億円) 令和元年度 142,121 億円 (4,077 億円) 令和2年度 138,608 億円 (4,261 億円) (出典：総務省「科学技術研究調査」)
	前回要望時の達成目標	次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和2年度の民間企業の研究開発投資は、対GDP比2.59%となっている（総務省「科学技術研究調査」）

これまでの  
要望経緯

昭和 42 年度	創設	増加した試験研究費の 25%税額控除
昭和 43 年度	拡充	12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分……………25%税額控除
昭和 49 年度	縮減	15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分……………25%税額控除
昭和 51 年度	縮減	増加した試験研究費の 20%税額控除
昭和 60 年度	拡充	基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設
昭和 63 年度	拡充	特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費 として特別加算
平成 5 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)
平成 6 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)
平成 7 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)
平成 9 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自 社内で支出する試験研究費を税額控除の対象 に追加)
平成 11 年度	拡充	比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試 験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額と し、当期の試験研究費の額を超える場合に は、その比較試験研究費の額を超える部分の 金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改 組。 特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12% 相当額(特別試験研究の額がある場合には、 その支出額の 15%相当額を加算することと し、当期の法人税額の 14%相当額)に変更。
	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑 化法の特定事業者に係る特例の廃止。
平成 13 年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試 験研究機関等に該当する特定独立行政法人と の共同試験研究を追加。
	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造 協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成 15 年度	拡充	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度 (総額型)の創設。
平成 18 年度	拡充	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創 設。
	縮減	税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止。
平成 20 年度	拡充	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制 度(増加型)の創設。 売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控 除する制度(高水準型)の創設。
平成 21 年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後 の同法に規定する試験研究独立行政法人と共 同して行う試験研究に係る費用及び同法人に

		委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	(経済対策) 総額型等について①控除上限の引上げ(20%→30%)、②税額控除限度超過額の平成23、24年度への繰越控除を措置(22年度末まで)。
平成22年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を2年間延長(23年度末まで)。
平成23年度	縮減	総額型の控除上限を20%から30%に引き上げる措置について、適用期限延長せず。
	延長	(平成23年6月再つなぎ法) 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げる措置を延長(23年度末まで)。
平成24年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を2年間延長(25年度末まで)。
平成25年度	拡充	総額型の控除上限の引上げ(20%→30%)(26年度末まで)
平成26年度	拡充	増加型・高水準型の適用期限を3年間延長(28年度末まで)
		増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み(最大30%まで)に改組。
平成27年度	拡充	総額型と特別試験研究費税額控除制度(OI型)をあわせ、控除上限を30%(総額型25%、OI型5%)にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。 OI型について、①控除率の引上げ(12%→20%/30%)、②対象費用の拡大(中小企業者等からの知財権の使用料の追加)。
	縮減	繰越控除制度の廃止。
平成29年度	拡充	増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率が変動する仕組みを導入(控除率の一部は30年度末まで)。 売上高試験研究費割合が10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入(30年度末まで)。 中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入(30年度末まで)。 試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。 OI型の要件を緩和。
	延長	高水準型の適用期限を2年間延長(30年度末まで)。
令和元年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ(5%→10%)、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ 総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。 高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超

	<p>の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和2年度末まで）。</p> <p>ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。</p> <p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和2年度末まで）</p> <p>令和3年度 拡充 一般型（総額型から改名）の控除上限を25%から30%に引き上げ（2年間）</p> <p>※2020年2月1日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。</p> <p>一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。</p> <p>自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。</p> <p>特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。</p> <p>縮減 特別試験研究費について、50万円超の共同研究に限定。</p> <p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで）</p>
--	--

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省農産局技術普及課）

項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）（①農業者関係）		
税目	所得税・法人税（措法10の3、42の6、52の2）		
要望の内容	<p>【措置の概要】 青色申告を行う農業者等が機械等を取得し、農業の用に供した場合には、初年度にその取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（但し、税額控除は資本金3,000万円以下の法人・個人事業主のみ。）の選択適用が認められる。</p> <p>【要望の内容】 適用期限を2年間延長する。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （▲46,300 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

1 経営体当たりの農業粗収益の平均は、中小企業における個人企業の1社当たりの売上高の平均を下回っており、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業や観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。

このため、生産性の向上に資する農業機械等の導入（機械化等投資）を加速させ、農業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営安定及び農産物の安定供給を確保することが目的。

(2) 施策の必要性

本特例措置は、農業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農業者を広く支援するものであり、農業の生産性向上等を通じた農業者の経営安定及び農産物の安定供給に必要不可欠。

1 経営体当たりの農業粗収益の平均は、中小企業における個人企業の1社当たりの売上高の平均を下回っており、財務基盤や投資体力が脆弱であるため、機械化等投資による生産性向上を図る意欲と能力を有していても、取り巻く経営環境が厳しい状況にある中で、十分な資金を充当できず、当該投資が遅れがち。

このため、こうした農業者が、農業機械等の導入を円滑に進め、農業の生産性向上を図るには、投資インセンティブとして農業機械等の取得に伴う初期投資の負担軽減を図る本特例措置が必要不可欠。

また、新型コロナウイルス感染症による事態の収束後の経済の活性化や東日本大震災からの復興が国家的な課題である状況で、農林漁業者による前向きな取組を支援するためにも必要不可欠。

さらに、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」においても、「食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進」として、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策に向けた指針が位置づけられたところである。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境への変化の対応

(4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

我が国の食料・農林水産業が輸入に大きく依存してきた中で、世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化していることを踏まえ、生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進める。今後のリスクを検証し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手し、食料自給率の向上を含め食料安全保障の強化を図る。

(略)

中山間地域を含めた生産基盤の確保・強化、農山漁村の活性化に向け、スマート農林水産業の実装加速化、支援サービス事業の育成等の推進、改正基盤法による地域計画の策定、農地バンクを活用した農地の集積・集約化、担い手等の確保等の推進、デジタル技術を活用した農山漁村の課題解決のための枠組みの創設を行う。

(略)

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 2-⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>					
		政策の達成目標	本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和4年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額（中小企業経営強化税制の対象と想定される高性能農業機械を除く）の値：48,547円（令和3年度実績（推計値））を基準値とし、これを維持すること。					
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日まで（2年間）					
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ					
有効性	政策目標の達成状況	<p>前回の目標は、青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値：50,162円（令和元年度実績（推計値））を基準値とし、これを維持すること」であり、令和3年度実績は48,547円であった。</p> <p>このように、本特例措置は農業機械の導入に効果を上げており、引き続き、生産性の向上に資する農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を実施する必要がある。</p>						
		<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>5年度（見込み）</td> </tr> <tr> <td>対象数（台）</td> <td>31,366</td> </tr> <tr> <td>適用件数（件）</td> <td>11,851</td> </tr> <tr> <td>減税見込額（百万円）</td> <td>1,324</td> </tr> </table> <p>※「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に基づく適用実態調査の結果に関する報告書では、農林水産業者全体の調査結果となっている。このため、農業機械の出荷額等から見込額等を算出している。</p>	区分	5年度（見込み）	対象数（台）	31,366	適用件数（件）	11,851
区分	5年度（見込み）							
対象数（台）	31,366							
適用件数（件）	11,851							
減税見込額（百万円）	1,324							

	<p>要望の措置の 効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置については、税額控除と特別償却の選択適用を可能としており、これにより、農業者は機械化等投資を行う初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能。このことは、農業者の資金繰りにメリット（資金繰りやキャッシュフローの改善）を生じさせる効果があり、機械化等投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、幅広く農業者の設備投資を支援するが、対象設備を一定要件以上のものに限定することにより、生産性向上に資する機械化等投資に重点化して支援を行う制度設計がなされている。</p>
<p>相当性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>設備投資関連の税制としては、「中小企業経営強化税制」があり、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合に利用できる税制措置となっている。</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>(関連する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ</li> </ul> <p>20,020百万円の内数</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>農業者による農業機械に対する投資を促進するためには、対象となる農業者や農業機械等が限定される上記予算措置では不十分であり、農業機械への投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある農業者を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じることが政策効果の拡大に繋がる。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>農業者による農業機械等に対する投資（機械化投資）を促進し、農業の生産性向上の底上げを図るためには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。</p> <p>また、農業においては、水稻、麦類、園芸等の多数の品目があり、農業者の資金状況や品目毎の需給の状況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財政投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であって、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>適用件数】  令和元年度 13,167件 (13,167件)  令和2年度 9,178件 (13,167件)  令和3年度 11,851件 (13,167件)</p> <p>【減収額】  令和元年度 1,548百万円 (1,548百万円)  令和2年度 1,061百万円 (1,548百万円)  令和3年度 1,324百万円 (1,548百万円)</p> <p>本特例措置の対象機械等の出荷額等により減収見込額を算出。</p>

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>① 租税特別措置法の条項：第42条の6  ② 適用件数：（特別償却）22,884件の内数  （税額控除）26,158件の内数  ③ 適用額：（特別償却）1,999億円の内数  （税額控除）162億円の内数</p> <p>「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に基づく適用実態調査結果に関する報告書では、農林水産業者全体の調査結果となっている。このため、農業機械の出荷額等から適用実績を算出している。</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	生産性向上をもたらす農業機械等は初期投資額が大きいいため、本特例措置による初期投資額の軽減等は農業者による機械化等投資に大きなインセンティブとなり、農業の生産性向上に大きく寄与する。
	前回要望時の達成目標	本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和2年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額（中小企業経営強化税制の対象とされる高性能農業機械を除く）の値：50,162円（令和元年度実績（推計値））を基準値とし、これを維持すること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	目標は概ね達成している。目標に達していない理由として、新型コロナウイルス感染症の流行により経済が低迷し、農業者の買い控えが起こったことが考えられる。引き続き、生産性の向上に資する農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を実施する必要がある。
これまでの要望経緯		<p>平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設  平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8トン以上→3.5トン以上）  平成12年度 1年間の延長（平成13年5月迄の適用期間の延長）  平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月迄の適用期間の延長）  平成14年度 2年間の延長（平成16年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ  平成16年度 2年間の延長（平成18年3月迄の適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ  平成18年度 2年間の延長（平成20年3月迄の適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）  平成20年度 2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長）  平成22年度 2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長）  平成24年度 2年間の延長（平成26年3月迄の適用期間の延長、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）  平成26年度 3年間の延長（平成29年3月迄の適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）  平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長（平成31年3月迄の適用期間の延長）  平成31年度 2年間の延長（令和3年3月迄の適用期間の延長）  令和3年度 2年間の延長（令和5年3月迄の適用期間の延長）</p>

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 林野庁 経営課）

項 目 名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）（②森林組合等関係）		
税 目	所得税、法人税（措法 10 の 3、42 の 6）		
要 望 の 内 容	<p>〔制度の概要〕                  一定の機械装置等対象設備を取得や製作等した場合に、取得価格の 30% の特別償却又は 7 % の税額控除が選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。</p> <p>〔要望の内容〕                  適用期限を 2 年間延長する。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— (▲46,300 ( —	百万円 ) 百万円 ) 百万円

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

本措置により、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の経営基盤を強化し、適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化を図り、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的とする。

(2) 施策の必要性

適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化を図り、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資するためには、地域の森林整備の主たる担い手である森林組合等の事業収益を増加させる等経営基盤の強化が必要であり、そのためには、本措置を活用し、施業集約化、路網整備等の取組と併せ、林業機械等の導入を推進し、効率的かつ低コストの素材生産を目指す必要がある。

平成31年4月から森林経営管理法が施行され、これに伴い導入された森林管理システムでは、意欲と能力のある林業経営者としての林業経営体や森林組合の役割発揮がこれまで以上に期待されており、安定的な経営基盤の構築が一層求められている。

また、令和2年5月に成立した森林組合法の一部を改正する法律は、販売事業を拡大して森林組合の経営基盤の強化を図ることができるよう組織運営に係る制度を見直すものであり、税制面からも引き続き素材生産の低コスト化を図るための林業機械の導入を後押しすることが重要である。

《政策目的の根拠》

○森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）

（林業の持続的かつ健全な発展）

第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。

（林業生産組織の活動の促進）

第二十二条 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

○森林・林業基本計画（令和3年6月閣議決定）

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【大目標】 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>【中目標】 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>【政策分野】 林業の持続的かつ健全な発展</p>
		政策の達成目標	<p>本措置により、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。</p> <p>〔令和12年の労働生産性〕 主伐 11m<sup>3</sup>/人・日 間伐 8 m<sup>3</sup>/人・日</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	主伐 9 m <sup>3</sup> /人・日 間伐 6 m <sup>3</sup> /人・日	
	政策目標の達成状況	<p>林業機械の導入等により、素材生産の労働生産性は長期的には上昇傾向で推移しており、政策目的の実現に寄与してきたと言える。また、これまでの傾向を踏まえれば、今後も寄与することが見込まれる。現状の素材生産の労働生産性は、主伐で7 m<sup>3</sup>/人・日程度、間伐で4 m<sup>3</sup>/人日程度であるが、今後は、当該租税特別措置や補助事業を活用して、林業機械等の導入を更に進めていくことで、最終目標に近付けていくことが可能である。</p>	
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>（件数） 令和5年度：58件（推計） ※ 出典：「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）</p>
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）		<p>本措置により、素材生産の低コスト化、効率化が図られることから、木材販売収入の増加が見込まれる。このため、本措置による効果を次のとおり推定した。</p> <p>① 森林組合等の各年度の素材生産量や生産額の増加分を推計する。</p>	

② ①に林業機械等の導入のうち、同措置が動機付けとなった割合及び法人税率を乗じることで単年度における増収が期待できる法人税額を算出し、これを単年度における当該租税特別措置の効果とする。

③ 林業機械等を導入した単年度だけ当該租税特別措置により減税されるが、林業機械等は導入した単年度だけ運用するものではないため、②の単年度の効果に耐用年数5年分を乗じたものを当該租税特別措置の効果とすることとした。

これによると、いずれの年度についても、「増収が期待できる税額（5年分）」が減税見込額を上回るため、当該租税特別措置を是認できるものと考えられる。

〔国税及び地方税の税収減是認効果〕 (法人、百万円)

年度 区分		R1 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (推計)	R5 (推計)	R6 (推計)
適用法人数		58	52	65	58	58	58
減税 見込額	国税	62	74	103	80	80	80
	地方税	22	29	38	30	30	30
	計	84	103	141	110	110	110
増収が期待 できる税額	国税	415	305	390	350	350	350
	地方税	54	39	50	45	45	45
	計	469	344	440	395	395	395

※「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）を基に算出。

〔① 国税分〕 (法人、百万円)

年度 区分	R1 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (推計)	R5 (推計)	R6 (推計)
適用法人数	58	52	65	58	58	58
減税見込額	62	74	103	80	80	80
期待できる 生産額 (増加分)	1,448	1,073	1,363	1,224	1,224	1,224
寄与度 (%)	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%
増収が期待 できる法人 税額 (5年分)	415	305	390	350	350	350

※「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）を基に算出。

		<p>〔② 地方税分〕 (法人、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>R1 (実績)</th> <th>R2 (実績)</th> <th>R3 (実績)</th> <th>R4 (推計)</th> <th>R5 (推計)</th> <th>R6 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>58</td> <td>52</td> <td>65</td> <td>58</td> <td>58</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>減税見込額</td> <td>22</td> <td>29</td> <td>38</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>期待できる 生産額 (増加分)</td> <td>1,448</td> <td>1,073</td> <td>1,363</td> <td>1,224</td> <td>1,224</td> <td>1,224</td> </tr> <tr> <td>寄与度 (%)</td> <td>30.0%</td> <td>30.0%</td> <td>30.0%</td> <td>30.0%</td> <td>30.0%</td> <td>30.0%</td> </tr> <tr> <td>増収が期待 できる地方 法人住民税 額(5年分)</td> <td>54</td> <td>39</td> <td>50</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)を基に算出。</p>	年度 区分	R1 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (推計)	R5 (推計)	R6 (推計)	適用法人数	58	52	65	58	58	58	減税見込額	22	29	38	30	30	30	期待できる 生産額 (増加分)	1,448	1,073	1,363	1,224	1,224	1,224	寄与度 (%)	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	増収が期待 できる地方 法人住民税 額(5年分)	54	39	50	45	45	45
年度 区分	R1 (実績)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (推計)	R5 (推計)	R6 (推計)																																						
適用法人数	58	52	65	58	58	58																																						
減税見込額	22	29	38	30	30	30																																						
期待できる 生産額 (増加分)	1,448	1,073	1,363	1,224	1,224	1,224																																						
寄与度 (%)	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%																																						
増収が期待 できる地方 法人住民税 額(5年分)	54	39	50	45	45	45																																						
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし																																										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>令和4年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業・木材産業成長産業化促進対策(約75億円の内数)</li> <li>・林業・木材産業金融対策(約7億円の内数)</li> </ul>																																										
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>森林組合等への設備投資に係る支援措置として、林業・木材産業成長産業化促進対策等の補助、林業・木材産業金融対策の制度金融がある。</p> <p>しかしながら、林業機械等は、次のとおり、非常に高額であるため、これらの導入をより一層促進するためには、補助・融資を含めた一体的な措置を講じる必要がある。</p> <p>〔参考：林業機械等の金額〕            フォワーダ(1,500万円前後)            ハーベスタ(2,000~3,000万円)            プロセッサ(1,500~2,500万円)            スイングヤーダ(1,500万円前後)            グラップル及びベースマシン(1,500~2,000万円前後)            ホイルローダー(1,100~2,000万円前後)            タワーヤーダ(1,500~2,000万円)            グレーダー(2,500万円前後)            森林GIS一式(200~300万円前後)            出典：メーカー聞き取り調査結果</p>																																										
要望の措置の妥当性	<p>当該租税特別措置は、林業機械等の導入にあたり、他の支援措置に比べ予算上の制約が無く迅速に機能し、長・中期計画を勘案しながら検討が可能であるため適切な措置といえる。</p> <p>また、森林組合等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、林業経営の効率化が図られる。</p>																																											

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<b>【適用件数】</b> 令和元年度：58件 令和2年度：52件 令和3年度：65件  <b>【減収額】</b> 令和元年度：62百万円 令和2年度：74百万円 令和3年度：103百万円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法の条項：第42条の6、第68条の11  適用件数：（特別償却）22,894件 （税額控除）26,166件  適用額：（特別償却）199,866百万円 （税額控除）16,266百万円  ※令和2年度の適用状況
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	森林組合における高性能林業機械の保有台数は年々増加しており、生産性の向上を実現し、生産コストの縮減につながっている。また、森林組合の素材生産量も H16：2,681 千m <sup>3</sup> から、H25：4,520 千m <sup>3</sup> 、R2：6,256 千m <sup>3</sup> へと着実に拡大している。
	前回要望時の達成目標	本措置により、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。  [令和12年の労働生産性] 主伐11~13m <sup>3</sup> /人・日 間伐8~10m <sup>3</sup> /人・日
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	達成目標の実現状況であるが、素材生産の労働生産性については、平成30年度令和2年度実績で所期の目標に対する達成度合は、6割程度となっている。  生産性は傾斜や距離などの素材生産現場の条件によって影響を受けるが、森林組合等は森林の公益的機能の発揮等のために効率性の悪い場所も施業を行う必要があることから、目標を達成できていない要因の一つと考えられる。
これまでの要望経緯	平成10年度 創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充 [普通自動車：車両重量8t以上→3.5t以上] 平成12年度 1年間の延長 [平成13年5月までの適用期限の延長] 平成13年度 10ヵ月の延長 [平成14年3月までの適用期限の延長] 平成14年度 2年間の延長 [対象設備（機械・装置）の取得価額引き下げ] 取得：230万円以上→160万円以上 リース：300万円以上→210万円以上 平成16年度 2年間の延長 [対象設備（器具・備品）の取得価額引き上げ] 取得：100万円以上→120万円以上 リース：140万円以上→160万円以上 平成18年度 2年間の延長 対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外) ]	

平成 20 年度	2 年間の延長
平成 22 年度	2 年間の延長
平成 24 年度	2 年間の延長 〔対象設備（器具・備品）に試験機器等を追加し、デジタル複合機の範囲を見直した〕
平成 26 年度	3 年間の延長 〔生産性向上に資する設備に対する投資への優遇措置を拡充〕
平成 29 年度	上乘せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長
令和元年度	2 年間の延長
令和 3 年度	2 年間の延長

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設・拡充・延長 )

( 農林水産省 水産庁 水産経営課 )

項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 ( 中小企業投資促進税制 ) ( ③漁業協同組合等関係 )	
税目	所得税、法人税 ( 措法第 10 の 3、第 42 の 6 )	
要望の内容	<p>漁業協同組合等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度の適用期限の 2 年延長</p> <p>[制度の概要]</p> <p>(1) 対象者 : 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会等 ( 以下「漁協等」という。 )</p> <p>(2) 対象設備 : 全ての機械・装置、特定の工具及び一定のソフトウェア</p> <p>(3) 特例措置 : 機械等の取得価額の 30% の特別償却又は 7 % の税額控除の選択適用</p> <p>(4) 取得価格 : 機械装置は 1 設備 160 万円以上                  工具は 1 設備 120 万円以上、1 設備 30 万円以上かつ複数設備合計 120 万円以上                  ソフトウェアは複数合計 70 万円以上</p>	
	平年度の減収見込額 ( 制度自体の減収額 ) ( 改正増減収額 )	- 百万円 ( ▲46,300 百万円 ) ( - 百万円 )

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>漁協等による設備の近代化及び合理化を通じて、生産流通コストの低減、加工製品の高付加価値化等を進め、水産業等の体質強化を図り、漁業経営の安定を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年、水産資源の変動による主要魚種の不漁が続き、漁業者等の収入が減少している中、新型コロナウイルス感染症の影響による水産物の需要の減少や価格の低下も加わり、水産業の経営は厳しい状況におかれている。これに対応し、経営の安定のためには、漁協等の設備の近代化や合理化を進め、漁業者等の生産流通コストの低減、水産加工品の高付加価値化等を進めることが必要であり、生産から加工まで幅広い分野の機器等が対象となり、広範に投資効果のある本特例措置の延長が必要である。</p> <p>また水産基本計画（令和4年3月閣議決定）第2Ⅲ2（2）において「漁業就業者の減少・高齢化、水揚量の減少など厳しい情勢の中、漁業者の所得向上を図るためには漁協の経済事業の強化が必要」としており、（1）の政策目的と合致し、水産施策上も必要な措置である。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁村の活性化の推進</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁村の活性化の推進</p>
<p>政策の達成目標</p>	<p>水産業等の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な水産業等の育成</p> <p>（令和5年度及び令和6年度の2年間に本特例措置の下で、漁協等が取得する機械等の金額：4,680百万円（本特例措置を受ける投資額（見込額）の割合（平均）：53.2%））</p>		
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）</p>		
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ</p>		

		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>本特例措置の下、漁業協同組合等により約 29～66 億円の投資がなされ、水産業等の体質強化に貢献している。</p> <p>本特例措置の下、漁協等が行った投資額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>元年度 (実績)</th> <th>2年度 (実績)</th> <th>3年度 (実績)</th> <th>4年度 (見込)</th> <th>5年度 (見込)</th> <th>6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例措置を受けた投資額(A)</td> <td>4,252</td> <td>2,061</td> <td>2,052</td> <td>2,788</td> <td>2,300</td> <td>2,380</td> </tr> <tr> <td>全投資額(B)</td> <td>6,613</td> <td>2,939</td> <td>4,828</td> <td>4,793</td> <td>4,187</td> <td>4,603</td> </tr> <tr> <td>A/B</td> <td>64.3%</td> <td>70.1%</td> <td>42.5%</td> <td>58.2%</td> <td>54.9%</td> <td>51.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※投資額の実績は、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」の集計値(実数)。投資額の見込(4年度～6年度)は直近3カ年の平均値。</p>	区分	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (見込)	5年度 (見込)	6年度 (見込)	本特例措置を受けた投資額(A)	4,252	2,061	2,052	2,788	2,300	2,380	全投資額(B)	6,613	2,939	4,828	4,793	4,187	4,603	A/B	64.3%	70.1%	42.5%	58.2%	54.9%	51.7%				
区分	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (見込)	5年度 (見込)	6年度 (見込)																													
本特例措置を受けた投資額(A)	4,252	2,061	2,052	2,788	2,300	2,380																													
全投資額(B)	6,613	2,939	4,828	4,793	4,187	4,603																													
A/B	64.3%	70.1%	42.5%	58.2%	54.9%	51.7%																													
<p>有効性</p>		<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>適用件数 (単位：組合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>30年度 (実績)</th> <th>元年度 (実績)</th> <th>2年度 (実績)</th> <th>3年度 (実績)</th> <th>4年度 (見込)</th> <th>5年度 (見込)</th> <th>6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数(組合)</td> <td>2,083</td> <td>2,069</td> <td>2,005</td> <td>1,978</td> <td>1,943</td> <td>1,908</td> <td>1,873</td> </tr> <tr> <td>適用件数(組合)</td> <td>34</td> <td>29</td> <td>33</td> <td>37</td> <td>33</td> <td>34</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>51</td> <td>251</td> <td>136</td> <td>133</td> <td>173</td> <td>147</td> <td>151</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象者数については、年度末の漁協等の法人数(実数) ※令和4年度～6年度(見込)は、平成30年度～令和3年度の平均減少数(年間35組合)を基に算出。</p> <p>適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、漁協等を特定することが困難であることから、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に実施。 ※令和4年度～6年度(見込)は直近3カ年の平均により算出。</p>	区分	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (見込)	5年度 (見込)	6年度 (見込)	対象者数(組合)	2,083	2,069	2,005	1,978	1,943	1,908	1,873	適用件数(組合)	34	29	33	37	33	34	35	減収額(百万円)	51	251	136	133	173	147	151
区分	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	4年度 (見込)	5年度 (見込)	6年度 (見込)																												
対象者数(組合)	2,083	2,069	2,005	1,978	1,943	1,908	1,873																												
適用件数(組合)	34	29	33	37	33	34	35																												
減収額(百万円)	51	251	136	133	173	147	151																												
		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置の現行制度については、税額控除と特別償却の選択適用を可能としており、これにより漁業者は機械化等投資を行う初年度の税負担軽減により、資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投資資金の早期回収を図ることが可能。</p> <p>また、漁協等の資金繰りにメリット(資金繰りやキャッシュフローの改善)を生じさせる効果があり、機械化等投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて本特例措置では、幅広く機械等の投資を支援するが、対象設備を新品かつ一定の金額以上のものに限定するなど、機械化等投資に積極的に取り組む漁協等が重点的に支援を受けられる制度運用設計となっている。</p>																																

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	設備投資関連の税制として、「中小企業経営強化税制」があり、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合に利用できる税制措置となっている。																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和4年度 浜の活力再生・成長促進交付金 2,655百万円の内数																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	漁協等への設備投資に係る支援措置として、浜の活力再生・成長促進交付金の補助が該当する。しかし、浜の活力再生・成長促進交付金は施設整備事業と一体となった補助に限定されていることから、高価な高性能漁業機械等の導入を促進するためには、施設を含めた一体的な整備を行う必要があり、事業費も高額となる。																		
	要望の措置の妥当性	高性能漁業機械等の導入を行う際に、上記支援措置に比べて単独の機器導入が対象となる本措置は、漁協等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。																		
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度 (実績)</th> <th>元年度 (実績)</th> <th>2年度 (実績)</th> <th>3年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合)</td> <td>34</td> <td>29</td> <td>33</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>減収額 (百万円)</td> <td>51</td> <td>251</td> <td>136</td> <td>133</td> </tr> </tbody> </table>					30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	適用件数 (組合)	34	29	33	37	減収額 (百万円)	51	251	136	133
		30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)															
適用件数 (組合)	34	29	33	37																
減収額 (百万円)	51	251	136	133																
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>○中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制) 令和2年度実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">42の6</td> <td style="width: 40%;">単体法人・特別償却</td> <td style="width: 15%;">22,847件</td> <td style="width: 35%;">198,374百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃・税額控除</td> <td>26,135件</td> <td>16,190百万円</td> </tr> <tr> <td>68の11</td> <td>連結法人・特別償却</td> <td>47件</td> <td>1,492百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃・税額控除</td> <td>31件</td> <td>76百万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(適用業種全体の総数であること。)</p> <p>適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、漁協等を特定することが困難であることから、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に実施。なお、同調査に基づき、「租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律」に定められた適用実施調査について報告を行っている。</p>				42の6	単体法人・特別償却	22,847件	198,374百万円		〃・税額控除	26,135件	16,190百万円	68の11	連結法人・特別償却	47件	1,492百万円		〃・税額控除	31件	76百万円
42の6	単体法人・特別償却	22,847件	198,374百万円																	
	〃・税額控除	26,135件	16,190百万円																	
68の11	連結法人・特別償却	47件	1,492百万円																	
	〃・税額控除	31件	76百万円																	

<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置により、漁協等による機械等に対する投資促進が図られ、水産業等の体質強化に貢献している。 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="628 248 1399 434"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>30年度 (実績)</th> <th>元年度 (実績)</th> <th>2年度 (実績)</th> <th>3年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例措置を受けた投資額</td> <td>804</td> <td>4,252</td> <td>2,061</td> <td>2,052</td> </tr> </tbody> </table>	区分	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)	本特例措置を受けた投資額	804	4,252	2,061	2,052
区分	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (実績)							
本特例措置を受けた投資額	804	4,252	2,061	2,052							
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>水産業等の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な水産業等の育成</p> <p>(令和3年度及び令和4年度の2年間に本特例措置の下で、漁協等が取得する機械等の金額：5,236百万円(本特例措置を受けた投資額の割合(平均)：43.0%) )</p>										
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和3年度及び令和4年度の2年間に漁協等が取得する機械等の実績見込みは4,840百万円(本特例措置を受けた投資額の割合(平均)：50.3%)である。</p> <p>目標に達していない理由として、水産業は他産業に比べ外的要因の影響が大きく、近年の水産資源変動等により、その体質強化が十分に進んでいないことが考えられる。よって引き続き本特例措置により生産性向上に向けた設備投資の促進を図る必要がある。</p>										
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>創設：平成10年4月総合経済対策 延長：平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年、24年、26年、29年、31年、令和3年 拡充(生産性向上に資する設備への優遇措置)：平成26年度 拡充(通常措置及び上乗せ措置の対象設備に器具備品と建物付属設備を追加)：平成29年度</p>										

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設・拡充・延長 )

(農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ)

項 目 名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 (中小企業投資促進税制) (④食品企業者関係)		
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則第 5 条の 8 法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3		
要 望 の 内 容	<制度の概要> 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の 30% の特別償却又は 7% の税額控除が選択適用 (税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ) できるもの。  <要望の内容> 適用期限を 2 年間延長する。		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	(制度自体の減収額)	(▲46,300)	百万円)
	(改正増減収額)	( —	百万円)

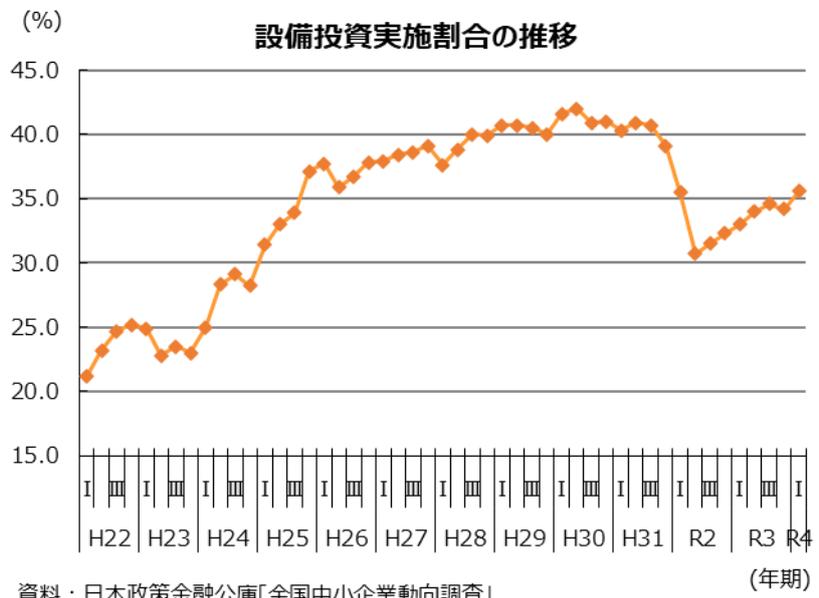
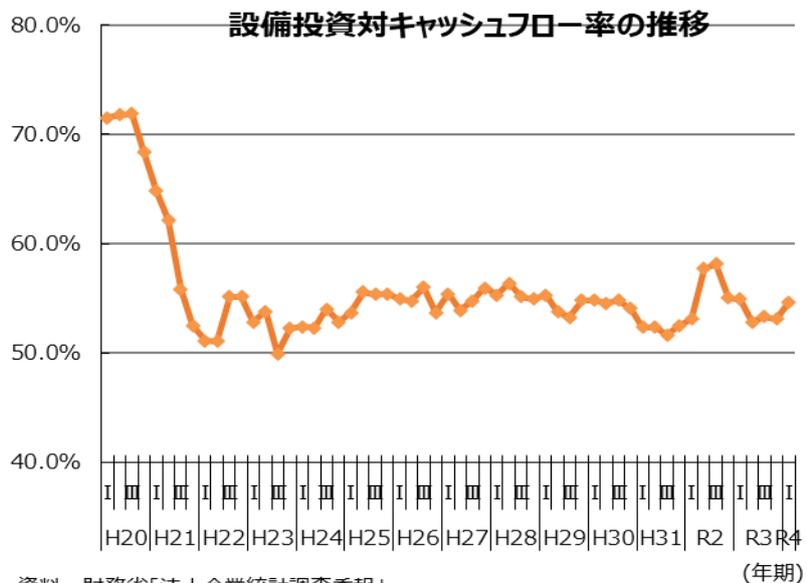
新設・必要とされる理由を	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業者等（食品企業者を含む。以下同じ。）は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。</p> <p>物価高・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の収益環境は悪化している。生産性を向上させ、賃上げを行い、経済の好循環を進めるためにも、設備投資を促進する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ設備投資がまだ十分回復していない状況にある。</p> <p>このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性
	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 新たな価値の創出による需要の開拓</p>
政策の達成目標	<p>中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>	
租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）	

同上の期間  
中の達成  
目標

- ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上  
80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。
- ②設備投資実施企業割合の向上  
30%以上の水準を維持する。
- ③生産・営業用設備DI  
設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、  
DIが±5ポイント程度の水準を維持する。

政策目標の  
達成状況

中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近は、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。



(DI,ポイント) **生産・営業用設備DIの推移**



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。

(注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。

要望の措置の適用見込み

(適用期間内における適用件数見込み)

令和5年度 49,060件

令和6年度 49,060件

※令和2年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計

有効性

要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。

加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定のスペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。

また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和4年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投

		資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。</p> <p>中小企業経営強化税制については、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p>
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】</p> <p>平成30年度：54,634件 令和元年度：53,930件 令和2年度：49,060件</p> <p>【減収額】</p> <p>平成30年度：573億円 令和元年度：550億円 令和2年度：463億円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法の条項：第42条の66、第68条の11</p> <p>適用件数：（特別償却）22,894件 （税額控除）26,166件</p> <p>適用額：（特別償却）1,999億円 （税額控除）163億円</p> <p>※令和2年度の適用状況</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。</p> <p>令和3年度に中小企業庁が実施した委託調査を活用し、令和4年5月に、細野薫氏、布袋正樹氏、宮川大介氏によって、中小企業向け設備投資税制の因果効果についてのディスカッションペーパーが公表※されている。</p>

		<p>※公表ページ          独立行政法人経済産業研究所ホームページ          ノンテクニカルサマリー「中小企業向け設備投資税制の因果効果」  <a href="https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/22e048.html">https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/22e048.html</a></p> <p>同ディスカッションペーパーでは、「2014年度に生産性向上設備に対する租税誘因として導入された税制優遇措置（中小企業投資促進税制の上乗せ措置、2017年度に中小企業経営強化税制に改組）について「制度利用中小企業の設備投資比率の変動を中小企業に比較的資本金規模の近い大企業（資本金1億円超10億円以下）と比較した」ところ、「制度利用開始年度を中心に設備投資比率が比較対象企業に比べて上昇していることが分かる。つまり、制度を利用した中小企業を類似企業と比較した場合には、設備投資優遇税制が設備投資を後押しした効果が確認」されたと示している。</p> <p>このように、経営強化税制の前身制度において一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上          80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。          ②設備投資実施企業割合の向上          30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。          ③生産・営業用設備DI          設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近では、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設          平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8<sup>t</sup>以上→3.5<sup>t</sup>以上）          平成12年度 1年間の延長（平成13年5月末までの適用期間の延長）          平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月末までの適用期間の延長）          平成14年度 2年間の延長（平成16年3月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ          平成16年度 2年間の延長（平成18年3月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ          平成18年度 2年間の延長（平成20年3月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）          平成20年度 2年間の延長（平成22年3月末までの適用期間の延長）</p>

	平成22年度 2年間の延長（平成24年3月末までの適用期間の延長）
	平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）
	平成 26 年度 3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長）、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充
	平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長）
	令和元年度 2 年間の延長（令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長）
	令和 3 年度 2 年間の延長（令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

農林水産省 農産局 技術普及課  
 林野庁 経営課  
 水産庁 水産経営課

項目名	中小企業等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長（①農林漁業者関係）	
税目	所得税・法人税（措法10の5の3、42の12の4）	
要望の内容	<p>農林漁業者が認定経営力向上計画に基づき特定経営力向上設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除について、適用期限を2年間延長する。</p> <p>【措置の概要】                  中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき特定経営力向上設備を取得した場合、即時償却又は取得価額の7%（特定中小企業等にとっては10%）の税額控除の選択適用が認められる。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	- 百万円 （▲76,800 百万円） （ - 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

中小規模の農林漁業者がほぼ全体を占める農林漁業では、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農林漁業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業、観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農林漁業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。

このため、中小企業等経営強化法に基づき、特定経営力向上設備と位置づけられる高性能な農林漁業機械等の導入（機械化等投資）を促進し、農林漁業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定供給を確保することが目的。

(2) 施策の必要性

本特例措置は、平成 29 年 3 月 31 日で終了した生産性向上設備投資促進税制の枠組みを継承したものであり、経営力の向上につながる高性能な農林漁業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農林漁業者を広く支援するものである。中小規模の農林漁業者にとって経営力の向上につながる生産性の向上は引き続き促進していくべき重要な課題であり、本特例措置は、農林漁業の生産性向上等を通じた農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定供給のためには必要不可欠。

農林漁業は中小規模の事業者がほぼ全体を占めており、財務基盤や投資体力が脆弱であるため、機械化等投資による生産性向上を図る意欲と能力を有していても、取り巻く経営環境が厳しい状況にある中で、十分な資金を充当できず、当該投資が遅れがち。

このため、中小規模の農林漁業者が、機械等の導入を円滑に進め、経営力の向上につながる生産性の向上を図るには、投資インセンティブとして、経営力向上計画に基づく農林漁業機械の取得の際に初期投資の負担軽減を図る本特例措置が必要不可欠。

さらに、令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」においても、「国際環境の変化への対応」として、農林水産業の持続的な成長経路の実現に向けた指針が位置づけられたところである。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）

第 3 章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

(4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

我が国の食料・農林水産業が輸入に大きく依存してきた中で、世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化していることを踏まえ、生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進める。今後のリスクを検証し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手し、食料自給率の向上を含め食料安全保障の強化を図る。

気候変動に対応しつつ人口減少に伴う国内市場縮小や農林漁業者減少等の課題克服に向け、人材育成を始め農林水産業の持続可能な成長のための改革を更に進める。

みどり戦略の実現に向け、2030年目標やみどりの食料システム法に基づき、新技術の開発、有機農業の推進、環境負荷低減の見える化等を進める。

国内生産の維持・拡大のためにも、改訂輸出戦略等に基づき、オールジャパンで輸出に取り組む認定輸出促進団体、輸出産地・事業者を支援するGFP、輸出支援プラットフォームの体制や活動支援等を強化する。

中山間地域等を含めた生産基盤の確保・強化、農山漁村の活性化に向け、スマート農林水産業の実装加速化、支援サービス事業の育成等の推進、改正基盤法による地域計画の策定、農地バンクを活用した農地の集積・集約化、担い手等の確保等の推進、デジタル技術を活用した農山漁村の課題解決のための枠組みの創設を行う。土地改良事業により農地の大区画化や汎用化・畑地化を進めるとともに、鳥獣対策、家畜疾病対策を推進する。地域食材を活用した高付加価値化を始め食品産業の持続可能な取組を進める。

再造林促進や林道等の生産基盤整備等を含む木材の安定的・持続的な供給体制の構築、CLT等の木材利用拡大を進める。

着実な資源管理、養殖業の成長産業化、漁業者の経営安定、漁船等の生産基盤整備、海業の振興等を進める。

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 2－⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 5－⑳ 林業の持続的かつ健全な発展 6－㉔ 漁村の活性化の推進</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>(農業) 本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和4年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額の値：71,245円（令和3年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>(林業) 過去1年間に素材生産を行った1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：527千円（令和2年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>(漁業) 過去1年間の漁業経営体1経営体当たりの高性能漁業機械取得額（令和2年度実績値の平均25,014円）を基準値とし、これを維持すること。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>(農業) 前回の目標は、「青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値：87,015円（令和元年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること」であり、令和3年度実績は、71,245円であるため、一定の成果を上げている。</p> <p>(林業) 前回の目標は、「過去1年間に素材生産を行った1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：436千円（平成30年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること」であり、一昨年1年間に素材生産を行った1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値は527千円（令和2年度実績値・推計値）であるため、一定の成果を上げている (昨年のデータは集計中のため、一昨年のもを使用)</p>

		<p>(漁業)</p> <p>前回の達成目標は、「令和2年度の1件当たりの高性能漁業機械取得額(令和元年度実績値の平均17,683千円)を基準値とし、これを維持すること」であり、令和3年度実績は10,015千円である。目標に達していない理由として、水産業は他産業に比べ外的要因の影響が大きく、近年の水産資源変動等により、その体質強化が十分に進んでいないことが考えられる。よって引き続き本特例措置により生産性向上に向けた設備投資の促進を図る必要がある。</p>								
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和4年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象数(台)</td> <td>22,273</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>2,315</td> </tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td> <td>1,070</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用見込みについては、本特例措置の要件である団体による生産性向上要件証明書の発行実績及び機械の出荷額・導入台数等から算出している。</p>	区分	令和4年度(見込)	対象数(台)	22,273	適用件数(件)	2,315	減税見込額(百万円)	1,070
	区分	令和4年度(見込)								
対象数(台)	22,273									
適用件数(件)	2,315									
減税見込額(百万円)	1,070									
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置の現行制度については、税額控除と即時償却の選択適用を可能としており、これにより、農林漁業者は機械化等投資を行う初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画認定を受けるためには、国の指針に基づいた経営力の向上を図るための設備投資を通じた取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、農林漁業者の資金繰りにメリット(資金繰りやキャッシュフローの改善)を生じさせる効果があり、機械化等投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、幅広く農林漁業者の設備投資を支援するが、対象設備に一定金額以上のものに範囲を限定するとともに、生産性の向上に係る要件を併せて付すること等により、生産性向上やコスト低減に資する機械化等投資に重点化して支援を行う制度運用設計がなされている。</p>								
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>設備投資関連の税制として、「中小企業投資促進税制」があり、農林漁業者の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資について、対象としている。</p>								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>(関連する措置)</p> <p>(農業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ</li> </ul> <p>20,020百万円の内数</p>								

		<p>(林業) ・ 林業・木材産業成長産業化促進対策のうち高性能林業機械等の導入 7,510百万円の内数</p> <p>(漁業) ・ 浜の活力再生・成長促進交付金 2,655百万円の内数</p>	
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>農林漁業者による高性能な農林漁業機械に対する投資を促進するためには、対象となる農林漁業者に限られる上記予算措置では不十分であり、高性能な農林漁業機械への投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある農林漁業者を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じることが政策効果の拡大に繋がる。</p>	
	<p>要望の措置の妥当性</p>		<p>本特例措置については、農林漁業者が経営力の向上のための設備投資を図り、生産性の向上を実現できるようにしていくために、今後も経営力向上計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農林漁業者による高性能な農林漁業機械等に対する投資（機械化投資）を促進し、生産性向上の底上げを図るためには、対象とする者や機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農林漁業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。</p> <p>また、特に農業においては、水稻、麦類、園芸等の多数の品目があり、農業者の資金状況や作物の品目毎の需給の状況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用件数】          令和元年度 2,593 件          令和2年度 2,581 件          令和3年度 2,315 件</p> <p>【減収額】          令和元年度 1,285 百万円          令和2年度 1,221 百万円          令和3年度 1,070 百万円</p> <p>※適用実績については、本特例措置の要件である団体による証明書の発行実績及び減税対象機械等の出荷額・導入台数等から減税見込額を算出している。</p>
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>① 租税特別措置法の条項：第42条の12の4、第68条の15の②5          ② 適用件数：（特別償却）15,742 件の内数          （税額控除）7,337 件の内数          ③ 適用額：（特別償却）4,742 億円の内数          （税額控除）96 億円の内数          （令和2年度適用状況の適用業種全体の総数であること。）</p> <p>農林漁業者の適用実績については、本特例措置の要件である団体による生産性向上要件証明書の発行実績及び機械の出荷額・導入台数等から算出している。</p>
<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>生産性向上をもたらす高性能な農林漁業機械等は初期投資額が大きいため、本特例措置による初期投資額の軽減等は農林漁業者による機械化等投資の促進に大きなインセンティブとなり、農林漁業の生産性向上に大きく寄与する。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>（農業）          本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和2年度における青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額の値：87,015円（令和元年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>（林業）          過去1年間に素材生産を行った1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：436千円（平成30年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>（漁業）          令和2年度の1件当たりの高性能漁業機械取得額（令和元年度実績値の平均17,683千円）を基準値とし、これを維持すること。</p>

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>(農業・林業)          目標はおおむね達成している。引き続き、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を実施する必要がある。</p> <p>(漁業)          目標に達していない理由として、水産業は他産業に比べ外的要因の影響が大きく、近年の水産資源変動等により、その体質強化が十分に進んでいないことが考えられる。よって引き続き本特例措置により生産性向上に向けた設備投資の促進を図る必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設          平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、新設の上、2 年間の延長          平成 31 年度 2 年間の延長          令和 3 年度 2 年間の延長</p>

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設・拡充・延長 )

(農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ)

項 目 名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長 (②食品企業者関係)	
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9	
要 望 の 内 容	<p>&lt;制度の概要&gt;                      中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の 10%の税額控除（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%）が選択適用できる。</p> <p>&lt;要望の内容&gt;                      円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナ禍の中で、中小企業の生産性向上や DX に資する投資をメリハリの効いた形で後押しするための所要の措置を講じ、適用期限を 2 年間延長する。</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	( — 百万円) (▲76,800 百万円) ( — 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的          中小企業者等（食品企業者を含む。以下同じ。）の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性          人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。</p> <p>円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、中小企業の収益環境は悪化している。生産性を向上させ、賃上げを行い、経済の好循環を進めるためにも、設備投資を促進する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ設備投資がまだ十分回復していない状況にある。</p> <p>このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、中小企業の生産性向上やDXに資する投資をメリハリの効いた形で後押しするための所要の措置を講じ特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け          ≪大目標≫          食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。          ≪中目標≫          1 食料の安定供給の確保          ≪政策分野≫          新たな価値の創出による需要の開拓</p> <p>政策の達成目標          中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間          令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）</p> <p>同上の期間中の達成目標          中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。</p> <p>政策目標の達成状況          新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資が令和2年度に大きく減少。令和3年度もほぼ横ばいであり、今後も円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、先行きが不透明な状況。</p>

			<p>(兆円)</p> <p style="text-align: center;"><b>設備投資額の推移 (年間)</b></p> <table border="1"> <caption>設備投資額の推移 (年間) (兆円)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>大企業</th> <th>中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2006</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2007</td><td>39.0</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>2008</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2009</td><td>30.0</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>2010</td><td>25.0</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>2011</td><td>25.0</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>2012</td><td>25.5</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>2013</td><td>25.0</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>2014</td><td>26.0</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>2015</td><td>28.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2016</td><td>29.0</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>2017</td><td>30.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2018</td><td>32.0</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>2019</td><td>34.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2020</td><td>33.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2021</td><td>30.0</td><td>10.8</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：財務省「法人企業統計調査年報」  (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。</p>	年	大企業	中小企業	2006	37.0	12.9	2007	39.0	14.3	2008	37.0	12.9	2009	30.0	9.1	2010	25.0	9.6	2011	25.0	9.4	2012	25.5	9.2	2013	25.0	9.0	2014	26.0	9.8	2015	28.0	10.7	2016	29.0	11.3	2017	30.0	11.4	2018	32.0	11.2	2019	34.0	11.4	2020	33.0	10.7	2021	30.0	10.8
年	大企業	中小企業																																																				
2006	37.0	12.9																																																				
2007	39.0	14.3																																																				
2008	37.0	12.9																																																				
2009	30.0	9.1																																																				
2010	25.0	9.6																																																				
2011	25.0	9.4																																																				
2012	25.5	9.2																																																				
2013	25.0	9.0																																																				
2014	26.0	9.8																																																				
2015	28.0	10.7																																																				
2016	29.0	11.3																																																				
2017	30.0	11.4																																																				
2018	32.0	11.2																																																				
2019	34.0	11.4																																																				
2020	33.0	10.7																																																				
2021	30.0	10.8																																																				
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>(適用期間内における適用件数)  令和3年度 23,079件  令和4年度 23,079件  ※令和2年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計</p>																																																				
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備等に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和4年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>																																																				
<p>相当性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>		<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。</p>																																																			

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>	
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>	
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用件数】  平成30年度：26,469件  令和元年度：26,159件  令和2年度：23,079件  【減収額】  平成30年度：1,063億円  令和元年度：975億円  令和2年度：768億円</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置法の条項：第42条の12の4、第68条の15の5  適用件数：（特別償却）15,742件  （税額控除）7,337件  適用額：（特別償却）4,742億円  （税額控除）96億円  ※令和2年度の適用状況</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>アンケート結果によると、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち半数以上の企業が、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したとしている。</p> <p>令和3年度に中小企業庁が実施した委託調査を活用し、令和4年5月に、細野薫氏、布袋正樹氏、宮川大介氏によって、中小企業向け設備投資税制の因果効果についてのディスカッションペーパーが公表※されている。</p> <p>※公表ページ  独立行政法人経済産業研究所ホームページ  ノンテクニカルサマリー「中小企業向け設備投資税制の因果効果」  <a href="https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/22e048.html">https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/22e048.html</a></p> <p>同ディスカッションペーパーでは、「2014年度に生産性向上設備に対する租税誘因として導入された税制優遇措置（中小企業投資促進税制の上乗せ措置、2017年度に中小企業経営強化税制に改組）について「制度利用中小企業の設備投資比率の変動を中小企業に比較的資本金規模の近い大企業（資本金1億円超10億円以下）と比較した」ところ、「制度利用開始年度を中心</p>

		<p>に設備投資比率が比較対象企業に比べて上昇していることが分かる。つまり、制度を利用した中小企業を類似企業と比較した場合には、設備投資優遇税制が設備投資を後押しした効果が確認された」と示している。</p> <p>このように、経営強化税制の前身制度において一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。</p>
	前回要望時の達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>令和 3 年度における中小企業者等の設備投資は 11 兆円（四半期で 3 兆円）となっている。</p> <p>設備投資は増加傾向にあったが、令和 2 年以降新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は大きく落ち込み、設備投資も減少した。</p> <p>新型コロナウイルスの影響から日本経済は回復しつつあるものの、規模や業種により、回復の程度は異なっている。また、円安・資源高等の影響により、中小企業の業況については先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向も不安定な状況にある。</p>
	これまでの要望経緯	<p>平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設（適用期間は平成 31 年 3 月末まで）</p> <p>令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長（適用期間は令和 3 年 3 月末まで）</p> <p>令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加</p> <p>令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長（適用期間は令和 5 年 3 月末まで）</p>

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ）

項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）		
税目	所得税		
要望の内容	<p>「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。</li> <li>2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。</li> <li>3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。</li> </ol>		
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>▲5,060 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）</p>	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることによって経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。 こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 新たな価値の創出による需要の開拓</p>
		政策の達成目標	<p>産業活動にかかるリスクマネー供給の促進 商品先物市場の流動性の確保 個人投資家における投資選択の中立化及び範囲の拡大</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：92万口座（日本証券業協会調べ）</li> <li>・株式取引：1,446万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度株式5属性別株主数」）</li> </ul>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	平成17年度からの継続要望。	

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

(農林水産省経営局協同組織課)

項 目 名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長											
税 目	法人税 (租税特別措置法第 68 条の 5)											
要 望 の 内 容	<p>企業年金等 (確定拠出年金、確定給付企業年金及び勤労者財産形成給付金) の普及及び運営の安定を図るため、これらの積立金に対する特別法人税の撤廃を行う。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止の延長を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: right;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: right;">(</td> <td style="text-align: right;">- 百万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(改正増減収額)</td> <td style="text-align: right;">(</td> <td style="text-align: right;">- 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	-	百万円	(制度自体の減収額)	(	- 百万円)	(改正増減収額)	(	- 百万円)
平年度の減収見込額	-	百万円										
(制度自体の減収額)	(	- 百万円)										
(改正増減収額)	(	- 百万円)										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>企業年金等は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であり、事業者やその従業員の自主的な努力を支援するものである。</p> <p>少子高齢化が進展し、高齢期の生活が多様化している状況において、農業関係者等の高齢期の所得保障を充実させ、生活の安定を図るためには、企業年金等の普及及び運営の安定を図る必要がある。</p> <p>そのため、平成 11 年度から課税凍結中 (令和 4 年度末が課税凍結期限) の特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長し、企業年金等の普及及び運営の安定を図るものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>企業年金等に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金に特別法人税課税 (課税凍結中)、給付時は課税 (退職所得控除等の対象) となっている。</p> <p>そうした中で、特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少するとともに、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに企業等の財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、企業年金等の運営に大きな阻害要因となる。</p> <p>このため、特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長し、企業年金等の健全な育成及び適正な運営を図る必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 2 農業の持続的な発展</p> <p>[政策分野] ⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化</p>
		政策の達成目標	<p>少子高齢化が進展し、高齢期の生活が多様化している状況において、農業関係者等の高齢期の所得保障を充実させ、生活の安定向上を図るためには、公的年金を補完する企業年金等の自主的な努力を促すことが重要であり、今後とも企業年金等の普及及び運営の安定を図っていく。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中の達成目標	<p>少子高齢化が進展し、高齢期の生活が多様化している状況において、農業関係者等の高齢期の所得保障を充実させ、生活の安定向上を図るためには、公的年金を補完する企業年金等の自主的な努力を促すことが重要であり、今後とも企業年金等の普及及び運営の安定を図っていく。</p>
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>農業協同組合連合会と企業年金等業務に係る契約を締結している381法人（令和4年度期首）及び企業年金の加入者（84千人（同））に影響がある。</p> <p>なお、確定拠出年金、確定給付企業年金及び勤労者財産形成給付金に係る生命共済の業務を行う機関（農業協同組合連合会）に適用される。</p>
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>企業年金等の積立金が確保され、安定した運営が図られることにより、農業関係者等の生活の安定向上が図られる。</p>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>企業年金等については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。</p>
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	公的年金の上乗せ年金である企業年金等の普及及び運営が安定することにより、農業関係者等の高齢期の所得保障の充実が図られるとともに、生活の安定向上が図られる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
		これまでの要望経緯	平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度において、課税停止が延長されている。

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

(農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課)

項 目 名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度										
税 目	所得税・法人税										
要 望 の 内 容	<p><b>【要望】</b> 半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地区における法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置にあつては普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物にあつては普通償却限度額の48%）について、適用期限を2年間（令和7年3月31日まで）延長する。</p> <p><b>【現行制度】</b> 1. 製造業・旅館業 (1) 対象 ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">資本金の規模</td> <td style="text-align: center;">1,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">1,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">5,000 万円超</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取得価額</td> <td style="text-align: center;">500 万円以上</td> <td style="text-align: center;">1,000 万円以上</td> <td style="text-align: center;">2,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等 (1) 対象 ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が 500 万円以上である場合</p> <p><b>【関係条文】</b> ・半島振興法第9条の2、第16条 (所得税) 租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第2号 租税特別措置法施行令第6条の3第14項第2号、第15項第2号、第20項、第21項及び第26項 租税特別措置法施行規則第5条の13第7項、第9項及び第10項 (法人税) 租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第2号 租税特別措置法施行令第28条の9第15項第2号、第16項第2号、第21項、第22項及び第27項 租税特別措置法施行規則第20条の16第7項、第9項及び第10項</p>			資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
	資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超							
	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上							
			平年度の減収見込額	— 百万円							
		(制度自体の減収額)	(▲400 百万円)								
		(改正増減収額)	( — 百万円)								

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれない等の地理的条件不利性を抱え、社会減による人口減少と高齢化の進展が全国平均を上回り、就業者も減少している状況にある。これらの課題に対応し、雇用機会を拡大し、ひいては定住を促進するため、半島地域の市町村が策定した産業振興促進計画に基づき、民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>半島地域においては、地理的条件不利性により人口流出が生じ、同地域の活力が失われてきている。これらの課題に対応するには、雇用の場の確保を図り、若年層の人口流出の抑制や地域経済の活性化が必要である。</p> <p>このためには、市町村が策定する産業振興促進計画に基づき、半島地域における就業者数の業種別割合において相対的に大きい割合を占める製造業、半島地域の恵まれた観光資源や農林水産物を有効に活用した旅館業・農林水産物等販売業、また、新たに立地する可能性がある情報サービス業等について、市場が求めるニーズに対応できるよう設備投資が円滑に行われるようにする必要がある。これらを踏まえれば、本特例措置の適用期限の延長が必要である。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○政策評価体系における位置付け</p> <p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 農村の振興</p> <p>[政策分野] 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン (平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和3年12月24日改訂)</p> <p>Ⅱ基本的考え方 森林などの地域資源や地場産物を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の有する潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。</p> <p>Ⅲ政策の展開方向</p> <p>9. 人口減少社会における農山漁村の活性化 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)あらゆる地域資源を活用して新たな需要を発掘する(略)。 また、多様な形で農山漁村に関わる者の参入を促進し、農泊、農福連携、ジビエをはじめ、農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推進するなど、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る。(略)とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。(略)</p>

			<p>○食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）  第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策  3. 農村の振興に関する施策  (1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保  ① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進  (略)中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、(略)生産・販売施設等と一体的な整備を推進する。  ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保  ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進  農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、(略)多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。  また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。  オ 農村への農業関連産業の導入等  (略)農村への産業の立地・導入、多様な人材による農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農村の魅力ある産品やサービスを提供する地域商社等の地域密着型事業の支援等を実施する。  ③ 地域経済循環の拡大  イ 農畜産物や加工品の地域内消費  農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、地域内で生産された農畜産物や、これを原材料として地域内で加工された食品等について、地域内の学校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確立する。</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度）</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度）</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>令和3年度の半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は、0.76となっている。</p>
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>		<p>令和4年度 1,498件  令和5年度 1,661件  令和6年度 1,431件  ※令和4年度分は関係道府県へ聞き取った結果をもとに算出し</p>

			たもの、令和5年度及び令和6年度分は令和4年度分の数値を基に算出した国土交通省国土政策局地方振興課半島振興室による推計値。																
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を毎年活用することにより、最新の設備の導入、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業所が複数ある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。																
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (減収補填措置：事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令) ・半島振興法第17条 ・半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令																
		予算上の措置等の要求内容及び金額	① 半島振興広域連携促進事業 67百万円 ② 都市・地域づくり推進調査費 18百万円 (令和5年度概算要求額)																
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	① 半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興及び定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体による取組を一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。 ② 半島地域の振興に必要な基礎的な知見の調査を行う。 これに対し、本特例措置は、民間事業者による各種の事業の立ち上げに必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的・支援対象が異なることから、両者の間に代替性はない。 また、ソフト施策と本特例措置が一体的に運用されることで、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、本特例措置により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生まれることが期待される。																
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち主務大臣が認定した産業振興促進計画の実施地区における製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものである。 さらに、民間投資を刺激するのみならず、雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。 半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、本特例措置により緩和されているとはいえ、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえ、半島地域の市町村が策定した産業振興促進計画に基づき、民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要である。																
実績と効果に関する事項	これまでこの租税特別措置の適用実績	(単位：(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>1,565 (150)</td> <td>1,748 (1,529)</td> <td>406 (355)</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>1,619 (162)</td> <td>1,721 (1,816)</td> <td>399 (451)</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>1,727 (161)</td> <td>1,815 (2,041)</td> <td>421 (473)</td> </tr> </tbody> </table>		適用件数	適用額	減収額	令和元年	1,565 (150)	1,748 (1,529)	406 (355)	令和2年	1,619 (162)	1,721 (1,816)	399 (451)	令和3年	1,727 (161)	1,815 (2,041)	421 (473)
	適用件数	適用額	減収額																
令和元年	1,565 (150)	1,748 (1,529)	406 (355)																
令和2年	1,619 (162)	1,721 (1,816)	399 (451)																
令和3年	1,727 (161)	1,815 (2,041)	421 (473)																

		<p>【出典】関係道府県に聞き取った結果をもとに算出。  ( ) 内は前回要望時の見込値  (前回要望との乖離の理由)  適用件数については、前回は確認書 1 枚につき 1 件としてカウントしていたものを、今回はより適切な数として適用資産毎に 1 件としたため。また、適用額等全般については、コロナ禍により新規投資が減退したことが理由と考えられる。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却</p> <p>① 租税特別措置法の条項 租税特別措置法第 45 条</p> <p>② 適用件数 平成 30 年度 : 82 件 令和元年度 : 72 件 令和 2 年度 : 73 件</p> <p>③ 適用総額 平成 30 年度 : 725 百万円 令和元年度 : 547 百万円 令和 2 年度 : 688 百万円</p>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置は半島振興において重要としている業種に係る設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置を毎年活用して最新の製造設備を導入することで、数十人規模の新規雇用を実現している事業所もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。  これらを踏まえれば、当該特例措置が、地域の自立的発展に寄与する有効性を有していると考えられる。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>半島地域における社会増減率に係る過去 5 ヶ年平均との比を 1.00 未満とする。(ただし、過去 5 ヶ年平均が正の値であるときは 1.00 超) (毎年度)</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>20 代後半から 30 代の子育て世帯等の転入などもみられた結果、令和 3 年の社会増減率に係る過去 5 ヶ年平均との比は 0.76 であり、目標値は達成してはいるものの、全体として社会減であることは変わらず、また、年度ごとに上下しているため今後も予断は許さない状態である。</p>
	これまでの要望経緯	<p>昭和 61 年度 創設 (機械等 16/100 建物等 8/100 1,700 万円超)  昭和 63 年度 適用期限の 2 年間延長  平成 2 年度 適用期限の 2 年間延長  平成 4 年度 適用期間の 2 年間延長 (1,900 万円超)  平成 6 年度 適用期間の 1 年間延長  (機械等 14/100 建物等 7/100 2,100 万円超)  平成 7 年度 適用期限の 2 年間延長  平成 9 年度 適用期限の 2 年間延長 (2,300 万円超)  平成 10 年度 特別償却率引下げ (機械等 14/100→13/100)  平成 11 年度 適用期限の 2 年間延長 (機械等 12/100 建物等 6/100)  平成 13 年度 適用期限の 2 年間延長 (機械等 12/100→11/100)  平成 15 年度 適用期限の 2 年間延長 (2,500 万円超)  平成 17 年度 適用期限の 2 年間延長 (機械等 11/100→10/100)  旅館業の追加 (半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区 : 建物等 7/100)  平成 19 年度 適用期限の 2 年間延長  (旅館業 : 建物等 7/100→6/100 2,000 万円超)  平成 21 年度 適用期間の 2 年間延長  平成 23 年度 適用期限の 2 年間延長  旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加</p>

	<p>平成25年度 割増償却へ改組  旅館業、情報サービス業等の追加  取得価額要件の引下げ（2,000万円超→500万円以上）</p> <p>平成27年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成29年度 適用期限の2年間延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年間延長</p> <p>令和3年度 適用期限の2年間延長</p>
--	--

（農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課）

項目名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度										
税目	所得税、法人税										
要望の内容	<p><b>【要望】</b>                  離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）が指定する地区における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る設備投資について、割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置にあつては普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物にあつては普通償却限度額の48%）の適用期限を2年間（令和7年3月31日まで）延長する。                  そのほか、所要の措置を講ずる。</p> <p><b>【現行制度】</b>                  1. 製造業・旅館業                  (1) 対象                  ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等                  ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等                  (2) 取得価額の下限值                  一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">資本金の規模</td> <td style="width: 25%;">5,000 万円以下</td> <td style="width: 25%;">5,000 万円超 1 億円以下</td> <td style="width: 25%;">1 億円超</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>500 万円以上</td> <td>1,000 万円以上</td> <td>2,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等                  (1) 対象                  ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等                  ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等                  (2) 取得価額の下限值                  一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が 500 万円以上である場合</p> <p><b>【関係条文】</b>                  ・ 離島振興法第 19 条                  (所得税) 租税特別措置法第 12 条第 4 項柱書及び表第 3 号                  租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 14 項第 3 号、第 15 項第 3 号、第 22 項、第 23 項及び第 26 項                  租税特別措置法施行規則第 5 条の 13 第 9 項及び第 10 項                  (法人税) 租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 3 号                  租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 3 号、第 16 項第 3 号、第 23 項、第 24 項及び第 27 項                  租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 9 項及び第 10 項</p>			資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
	資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超							
	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上							
			平年度の減収見込額	— 百万円							
		(制度自体の減収額)	(▲400 百万円)								
		(改正増減収額)	(— 百万円)								

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。</p> <p>そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>政策目標である人口減少傾向の改善を図るためには、社会減による人口流出・人口減少が続く離島において、産業活動の活性化及び雇用の維持等の人口減少を最小限度に防止することに結びつく施策を行うことが必要である。離島の特産物等、離島ならではの特性を生かした地域経済の活性化を底支えしている製造業及び農林水産物等販売業、また離島の交流人口の増加の重要な位置付けである旅館業並びに成長産業であり、輸送コストの影響を受けにくい情報サービス業等は、それぞれの業種が離島にとって重要な産業である。</p> <p>ほぼ全ての地域において産業の振興に関する計画が策定され、本税制特例措置を活用した民間投資も増加傾向で推移してきた。しかしながら、離島の人口推移、就業者増減率等の指標は依然として厳しい状況を示している。この点、離島にとって重要な前述の産業の振興を図るため、地域内の事業者による投資促進を通じた内発的発展と地域外からの投資の呼び込みを促す必要があり、その効果的な手段である本特例措置が引き続き必要である。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○政策評価体系における位置付け [大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 農村の振興 [政策分野] 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン (平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和3年12月24日改訂) Ⅱ基本的考え方 森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の有する潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。 Ⅲ政策の展開方向 9. 人口減少社会における農山漁村の活性化 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)あらゆる地域資源を活用して新たな需要を発掘する(略)。 また、多様な形で農山漁村に関わる者の参入を促進し、農泊、農福連携、ジビエをはじめ、農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推進するなど、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る。(略)とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細</p>

			<p>かく推進する。(略)</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策 (1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p> <p>① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進 (略)中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、(略)生産・販売施設等と一体的な整備を推進する。</p> <p>② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保 ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進 農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、(略)多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。 また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。</p> <p>オ 農村への農業関連産業の導入等 (略)農村への産業の立地・導入、多様な人材による農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農村の魅力ある産品やサービスを提供する地域商社等の地域密着型事業の支援等を実施する。</p> <p>③ 地域経済循環の拡大 イ 農畜産物や加工品の地域内消費 農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、地域内で生産された農畜産物や、これを原材料として地域内で加工された食品等について、地域内の学校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確立する。</p>
	政策の達成目標		離島振興対策実施地域の令和7年度末の人口を315千人以上とする。
	租税特別措置の適用又は延長期間		2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)
	同上の期間中の達成目標		離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 離島振興対策実施地域の人口 令和2年度:349千人 →令和6年度:目標値321千人 平成30年度末～令和2年度末の離島振興対策実施地域の人口減少率の平均を乗じて算出した令和7年度末の当該地域の人口推計値は315千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。
	政策目標の達成状況		離島地域では、高齢化の進展と人口流出による人口減少が続いており、令和3年度の人口は344千人であった。

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>地方公共団体が策定した産業の振興に関する計画に記載された設備投資の件数等から、以下のとおりの適用を見込んでいる。</p> <p>令和4年度 116件 令和5年度 147件 令和6年度 169件</p> <p>※関係都道府県へ調査した令和4年度見込みの件数。それをもとに令和5年度、令和6年度の見込みを算出した。 ※継続の件数も含む。</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるような措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資が活発化し、就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれている。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (減収補填：事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令) ・離島振興法第20条 ・離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>①公共事業予算の一括計上 44,097百万円 ②離島活性化交付金 1,552百万円 ③離島振興調査費 160百万円 (令和5年度概算要求額)</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>離島振興に係る予算上の措置は、主に国、地方公共団体等が水産基盤や道路等の社会基盤整備、海上輸送費の軽減、観光の推進等を行うものである。また、企業誘致に関しては令和5年度概算要求しているが、これは事業者に対する直接支援ではなく、企業誘致を促進する自治体向けの支援措置であり、誘致のための素地を培うものである。</p> <p>それに対して、本特例措置は、事業者に対し、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進することで、経済の活性化及び就業機会の確保を図ることを目的として実施するものであり、支援目的が異なることから、両者の間に代替性はないばかりか、むしろ予算・税制が一体となって効果を発揮するものである。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。</p> <p>離島振興対策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や離島活性化交付金等の非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。</p> <p>また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額 (百万円)</th> <th>減収額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>51 (20)</td> <td>65 (54)</td> <td>15 (12)</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>74 (25)</td> <td>58 (99)</td> <td>13 (23)</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>88 (28)</td> <td>57 (94)</td> <td>13 (21)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「適用件数」及び「適用額」は関係都道府県への調査での確認書をもとに算出。  ※「減収額」は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。  ※( )内は、前回要望時の適用見込値  【計算式】  令和元年：適用額×23.2% (法人税率) =減収額  令和2年：適用額×23.2% (法人税率) =減収額  令和3年：適用額×23.2% (法人税率) =減収額</p>		適用件数	適用額 (百万円)	減収額 (百万円)	令和元年	51 (20)	65 (54)	15 (12)	令和2年	74 (25)	58 (99)	13 (23)	令和3年	88 (28)	57 (94)	13 (21)
		適用件数	適用額 (百万円)	減収額 (百万円)														
	令和元年	51 (20)	65 (54)	15 (12)														
	令和2年	74 (25)	58 (99)	13 (23)														
	令和3年	88 (28)	57 (94)	13 (21)														
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>&lt;令和2年度調査結果&gt;</p> <p>① 租税特別措置法の条項 第45条</p> <p>② 適用件数及び適用総額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>12件</td> <td>45百万円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>8件</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>8件</td> <td>42百万円</td> </tr> </tbody> </table>		適用件数	適用総額	平成30年度	12件	45百万円	令和元年度	8件	30百万円	令和2年度	8件	42百万円				
	適用件数	適用総額																
平成30年度	12件	45百万円																
令和元年度	8件	30百万円																
令和2年度	8件	42百万円																
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置は、離島振興において特に重要な業種に係る設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資が活発化し、就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが考えられる。</p>																	
前回要望時の達成目標	<p>令和4年度の離島振興対策実施地域の人口を336千人以上とする。</p>																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>令和2年度の人口は348千人であり、令和4年度の目標値は達成できる見込みであるが、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少に歯止めがかかっていない状況である。</p>																	
これまでの要望経緯	<p>平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ○)  平成7年度 適用期限の2年延長  平成9年度 適用期限の2年延長  拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加)  平成11年度 適用期限の2年延長  平成13年度 適用期限の2年延長  拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)  平成15年度 適用期限の2年延長  拡充(農林水産物等販売業を追加)  除外(ソフトウェア業を除外)  平成17年度 適用期限の2年延長  平成19年度 適用期限の2年延長  拡充(取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下</p>																	

	(げ) 平成 21 年度 適用期限の 2 年延長 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 拡充 (情報サービス業を追加) 除外 (農林水産物等販売業を除外) 平成 25 年度 割増償却への改組 拡充 (農林水産物等販売業を追加) 拡充 (取得価額要件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引 下げ (資本規模により異なる)) 拡充 (旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地 区に拡充) 平成 27 年度 適用期限の 2 年延長 平成 29 年度 適用期限の 2 年延長 令和元年度 適用期限の 2 年延長 令和 3 年度 適用期限の 2 年延長
--	---

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設・拡充・延長 )

( 農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課 )

項 目 名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度										
税 目	所得税・法人税										
要 望 の 内 容	<p><b>【要望】</b> 奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき市町村が作成する産業振興促進計画を主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地区における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5 年間で、償却限度額：機械・装置にあつては普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物にあつては普通償却限度額の 48%）の適用期限を 1 年間で（令和 6 年 3 月 31 日まで）延長する。</p> <p><b>【現行制度】</b> 1. 製造業・旅館業 (1) 対象 ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">資本金の規模</td> <td style="width: 25%;">5,000 万円以下</td> <td style="width: 25%;">5,000 万円超 1 億円以下</td> <td style="width: 25%;">1 億円超</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>500 万円以上</td> <td>1,000 万円以上</td> <td>2,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等 (1) 対象 ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が 500 万円以上である場合</p> <p><b>【関係条文】</b> ・奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項 (所得税) 租税特別措置法第 12 条第 4 項柱書及び表第 4 号 租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 14 項第 4 号、第 15 項第 4 号、第 24 項、第 25 項及び第 26 項 租税特別措置法施行規則第 5 条の 13 第 8 項、第 9 項及び第 10 項 (法人税) 租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 4 号 租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 4 号、第 16 項第 4 号、第 25 項、第 26 項及び第 27 項 租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 8 項、第 9 項及び第 10 項</p>			資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超								
取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上								
	平年度の減収見込額	— 百万円									
	(制度自体の減収額)	(▲400 百万円)									
	(改正増減収額)	( — 百万円)									

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきた。しかしながら、奄美群島においては、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分にないことから、若年層の多くが島を離れており、人口流出・人口減少が続いている。</p> <p>奄美群島においてこれらの現状・課題に対応し、定住人口の確保を図るためには、奄美群島の市町村が推し進める小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>政策目標である定住人口の減少傾向の改善を図るため、奄美群島においては、就業機会の確保が必要である。そのためには、奄美群島の魅力と資源を活用した自立的経済社会構造への転換が求められ、成長分野である、黒糖焼酎等の「製造業」、世界自然遺産登録を契機とした「旅館業」、さとうきび等の特産物を活かした「農林水産物等販売業」、整備された情報通信基盤を活用し地理的・自然的不利性を克服することができる「情報サービス業等」の振興を図る必要がある。奄美群島 12 市町村が策定した「奄美群島成長戦略ビジョン」においても、「6 次産業化や特産品開発、観光コンテンツの充実などを推進していく」、「農業、観光／交流、情報通信分野を中心とした産業振興や雇用創出…（中略）…のための取組を推進していく」と位置づけられているところである。</p> <p>しかしながら、同地域の主力産業である「製造業」、「旅館業」、「農林水産物等販売業」における就業者数は依然として厳しい状況にあることから、設備投資や雇用機会創出の促進を強力に支援する必要がある。「情報サービス業等」については、IT 企業の誘致をはじめ、行政と連携して地元の IT スキルを持った人材育成にも取り組んでいる。更に今後テレワークやサテライトオフィス等の勤務形態が増加すると見込まれることから、企業の設備投資等を支援する必要がある。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○政策評価体系における位置付け [大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 農村の振興 [政策分野] 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン (平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和 3 年 12 月 24 日改訂) Ⅱ 基本的考え方 森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の有する潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。 Ⅲ 政策の展開方向 9. 人口減少社会における農山漁村の活性化 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略) あらゆる地域資源を活用して新たな需要を掘り出す(略)。 また、多様な形で農山漁村に関わる者の参入を促進し、農泊、農福連携、ジビエをはじめ、農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推進するなど、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る。(略) とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利地</p>

		<p>域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。(略)</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策 (1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 ① 中山間地域等の特色を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進 (略)中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、(略)生産・販売施設等と一体的な整備を推進する。 ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保 ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進 農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、(略)多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。 オ 農村への農業関連産業の導入等 (略)農村への産業の立地・導入、多様な人材による農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農村の魅力ある産品やサービスを提供する地域商社等の地域密着型事業の支援等を実施する。 ③ 地域経済循環の拡大 イ 農畜産物や加工品の地域内消費 農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、地域内で生産された農畜産物や、これを原材料として地域内で加工された食品等について、地域内の学校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確立する。</p>
	政策の達成目標	奄美群島内の令和5年度末の人口を目標値とする。 目標値 奄美群島の総人口 令和5年度末 103千人以上 (令和2年度末現在 105千人)
	租税特別措置の適用又は延長期間	1年間(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
	同上の期間中の達成目標	目標値 奄美群島の総人口 令和5年度末 103千人以上 (令和2年度末現在 105千人)
	政策目標の達成状況	奄美群島の令和2年度末時点の総人口は105千人となっているが、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いている。
性 効	要望の措置の適用見込み	令和4年度 7件 令和5年度 9件
	要望の措置	

		<p>の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置は、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。また、本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保に貢献することが見込まれている。</p>
相 当 性		<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置 (減収補填：事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令) ・奄美群島振興開発特別措置法第38条 ・奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令</p>
		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>①公共事業に係る国庫補助率の嵩上げ 奄美群島振興開発計画に基づく事業のうち、政令に定められた以下の事業に関する経費に対する国の負担又は補助の割合について、嵩上げされている。 対象事業：道路、港湾、空港、漁港、簡易水道、し尿・ごみ処理施設、海岸、河川及び義務教育施設 (根拠法令：奄美群島振興開発特別措置法第6条) 令和5年度予算 概算要求額 18,500百万円</p> <p>②奄美群島振興交付金 奄美群島振興開発計画に基づき、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援する。 対象事業：農業創出緊急支援事業、航路・航空路運賃軽減事業等 (根拠法令：奄美群島振興開発特別措置法第9条) 令和5年度予算 概算要求額 2,799百万円</p>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>以上の措置は、主に国、地方公共団体等を対象に、道路や港湾等の社会基盤の整備、航空輸送費の軽減等の取組を支援するものである。他方、本特例措置は、奄美群島の個人や中小規模の事業者を主な対象として、各種事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものである。したがって、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。 また、両施策が一体的に運用されることで、例えば予算事業により奄美群島の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、本特例措置により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生まれることが期待され、奄美群島振興開発特別措置法の法目的である同地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び奄美群島における定住の促進に寄与するものと考えられる。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>条件不利性を抱え、社会減を中心に人口減少が進む奄美群島においては、雇用の安定確保を図る必要がある。本特例措置は、民間事業者を対象に、事業立上期の設備投資を促進することで雇用の創出に資するものであり、効率的かつ効果的である。 なお、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は主に行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島振興交付金による支援も行われているところであるが、これは主に行政に対する支援であり、本特例措置とは性質を異にするものである。 また、本特例措置は、全業種を対象としているものではない。</p>

		く、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象としており、必要最小限の措置である。																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>6件 (10件)</td> <td>10百万円 (28百万円)</td> <td>2百万円 (6百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>4件 (6件)</td> <td>7百万円 (9百万円)</td> <td>2百万円 (2百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>3件 (9件)</td> <td>5百万円 (18百万円)</td> <td>1百万円 (4百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※租税透明化法に基づく適用実態調査とは異なり、資産ごとに件数を積算している。 (出典：適用件数及び適用額は鹿児島県及び奄美群島市町村からの聞き取り結果より集計、法人税率は23.2%とした。)</p>		適用件数	適用額	減収額	令和元年	6件 (10件)	10百万円 (28百万円)	2百万円 (6百万円)	令和2年	4件 (6件)	7百万円 (9百万円)	2百万円 (2百万円)	令和3年	3件 (9件)	5百万円 (18百万円)	1百万円 (4百万円)
		適用件数	適用額	減収額														
	令和元年	6件 (10件)	10百万円 (28百万円)	2百万円 (6百万円)														
	令和2年	4件 (6件)	7百万円 (9百万円)	2百万円 (2百万円)														
	令和3年	3件 (9件)	5百万円 (18百万円)	1百万円 (4百万円)														
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>特定地域における工業用機械等の特別償却 根拠条文：租税特別措置法第45条</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4件</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3件</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2件</td> <td>6百万円</td> </tr> </tbody> </table>		適用件数	適用額	平成30年度	4件	14百万円	令和元年度	3件	9百万円	令和2年度	2件	6百万円					
	適用件数	適用額																
平成30年度	4件	14百万円																
令和元年度	3件	9百万円																
令和2年度	2件	6百万円																
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置は、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。また、本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展や経済の活性化及び就業機会の確保に貢献するものと考えられる。</p>																	
前回要望時の達成目標	<p>目標値 奄美群島の総人口 令和5年度末 103千人以上</p>																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>令和5年度末の目標値を令和3年度末現在では104千人と達成できているが、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が依然として続いている。</p>																	
これまでの要望経緯	<p>平成10年度 創設(奄美群島の過疎に類する地区) (機械等13/100 建物等8/100 2,300万円超)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年間延長 (機械等12/100 建物等7/100)</p> <p>平成12年度 拡充 (過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成13年度 適用期限の3年間延長 (機械等11/100 建物等7/100 2,500万円超)</p> <p>平成16年度 適用期限の2年間延長</p>																	

	<p>拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加） 過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外</p>
平成 17 年度	<p>特別償却率の引き下げ （離島振興対策実施地域に類する地区） （機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100）</p>
平成 18 年度	適用期限を 1 年間延長
平成 19 年度	<p>適用期限を 2 年間延長 取得価格要件の引き下げ （2,500 万円超→2,000 万円超）</p>
平成 21 年度	<p>適用期限を 2 年間延長 拡充（情報通信産業等を追加）</p>
平成 23 年度	<p>適用期限を 2 年間延長 過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外</p>
平成 25 年度	<p>適用期限の 1 年間延長 割増償却へ改組 拡充（旅館業を追加） 取得価格要件の引き下げ （2,000 万円超→500 万円超（資本規模により異なる））</p>
平成 26 年度	適用期限を 1 年延長
平成 27 年度	適用期限を 2 年延長
平成 29 年度	適用期限を 2 年延長
令和 元年度	適用期限を 2 年延長
令和 3 年度	適用期限を 2 年延長

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(農林水産省 水産庁 管理調整課)

項目名	被災代替資産等に係る特別償却の特例措置										
税目	所得税、法人税										
要 望 の 内 容	<p>(1) 現行制度の概要 個人又は法人が、令和 5 年 3 月 31 日までの間に、①東日本大震災により、滅失し、または損壊した一定の建物、構築物又は機械若しくは装置等に代わるもので、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業の用に供した場合、②建物若しくは構築物又は機械及び装置で、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において、これらの資産を事業の用に供した場合にその取得価額の一定割合の特別償却ができる。</p>										
	<p>(制度経緯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度 創設</li> <li>・平成 26 年度 特別償却割合の引き上げの適用期間を 2 年間（平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日）延長</li> <li>・平成 28 年度 特別償却割合を引き下げるとともに、対象範囲から航空機、鉄道車両等を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長</li> <li>・令和元年度 対象範囲から内航船舶・作業船を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長</li> <li>・令和 3 年度 対象範囲から車両運搬具（四輪車及び軽四輪車）を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 5 年 3 月 31 日まで）延長</li> </ul>										
	<p>(2) 要望の内容 本特例措置の適用期限（令和 5 年 3 月 31 日）を 2 年間延長し、令和 7 年 3 月 31 日までとする。措置の内容は、下表のとおりとする。</p>										
容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">減価償却資産の種類</th> <th style="text-align: center;">特別償却の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置、船舶（漁船）</td> <td style="text-align: center;">24%</td> </tr> <tr> <td>建物又は構築物（増築部分を含む）</td> <td style="text-align: center;">12%</td> </tr> </tbody> </table>		減価償却資産の種類	特別償却の割合	機械及び装置、船舶（漁船）	24%	建物又は構築物（増築部分を含む）	12%			
	減価償却資産の種類	特別償却の割合									
機械及び装置、船舶（漁船）	24%										
建物又は構築物（増築部分を含む）	12%										
	<p>※ 中小企業者等以外の法人の特別償却の割合は、機械及び装置、船舶（漁船）：20%、建物又は構築物（増築部分を含む）：10%。</p>										
	<p>【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条の 2、第 18 条の 2 ○同政令 第 13 条の 2、第 18 条の 2</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: right;">(</td> <td>- 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: right;">(</td> <td>- 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	-	百万円	(制度自体の減収額)	(	- 百万円)	(改正増減収額)	(	- 百万円)
平年度の減収見込額	-	百万円									
(制度自体の減収額)	(	- 百万円)									
(改正増減収額)	(	- 百万円)									

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>地震・津波被災地域では、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。</p> <p>また、福島原子力災害被災地域では、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除され、帰還困難区域の一部で避難指示の解除や立入規制の緩和がされるなど、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。今後、被災事業者等の事業再開等を一層加速していく必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 事業活動の状況</p> <p>企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R2.10)、宮城県 80% (R3.3)、福島県 84% (R4.6) となっており、また、中小機構仮設施設入居事業者等状況調査 (R4.3) によれば、仮設入居事業者の今後に関して (回答事業者数 82)、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 6 者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が 14 者いるという状況にある。</p> <p>(※) 岩手県、宮城県及び福島県の市町村に対して実施したアンケート調査結果 (R3.4) 地方税の同種の特例措置である被災代替償却資産に係る固定資産税の特例について、市町村に対して実施した適用実績の調査結果によると、適用実績は減少傾向にあるものの、現状においても一定数の適用がある。(H30: 180 件、R 元: 58 件、R2: 94 件)</p> <p>東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査 (R3.8) では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、40%と半数に満たない。</p> <p>② 面整備の状況</p> <p>事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和 5 年度以降、約 338ha の供給予定となっている。</p> <p>また、復興道路・復興支援道路は、令和 3 年 12 月に全線開通しており、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和 3 年 3 月で 85%となっている。</p> <p>このように、事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然として必要であり、本特例措置を令和 7 年 3 月 31 日まで 2 年間の延長を要望する。</p>
<p>今回の要望 (租税特別措置) に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>■東日本大震災復興加速化のための与党第 8 次提言 (令和元年 8 月 5 日総理手交) (抄)</p> <p>Ⅱ. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」</p> <p>3 産業・なりわいの再生</p> <p>○ 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興特区法の見直しにより、対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて検討すること。福島については、福島特措法の見直しにあわせ、福島特措法税制に一元化することを検討すること。また、2020 年度末で期限を迎えるその他の復興関連税制についても、他の災害関連税制の実例等も踏まえ、延長、廃止等の検討を開始すること。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 (令和元年 12 月 20 日閣議決定) (抄)</p> <p>Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2. 復興を支える仕組み</p> <p>(2) 法制度</p> <p>① 東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地</li> </ul>

		<p>域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。</p> <p>また、その他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことについて検討する。</p> <p>■令和3年度以降の復興の取組について（令和2年7月17日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>2. 復興期間 復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和3年3月9日閣議決定）（抄）</p> <p>1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>（1）地震・津波被災地域 地震・津波被災地域においては、（中略）産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、（中略）今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。</p> <p>（2）原子力災害被災地域 原子力災害被災地域においては、（中略）帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、（中略）段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。</p> <p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(5) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進」</p>
	政策の達成目標	被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現
	租税特別措置の適用又は延長期間	延長期間 2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県の被災12市町村の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：86%（令和2年10月1日現在）</li> <li>・宮城県の沿岸区域の商工会議所又は商工会会員の事業再開率：80%（令和3年3月31日現在）</li> <li>・福島県の避難指示区域等所在商工会会員の事業再開率：84%（令和4年6月20日現在）</li> </ul>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和5年度 47件</p> <p>令和6年度 47件</p>

		要望の措置の 効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、被災地における被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現を図ることができる。
相 当 性		当該要望項目以外の税制上の措置	復興特区税制に基づく措置（復興特区法第37条から第40条まで）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、被災代替資産等を取得した場合に限定し、被災事業者等の本格的な事業再開や被災地域の経済的復興に資するものであるから、政策目的達成手段として妥当である。また、本特例措置は課税の繰り延べ措置であり、被災事業者等が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らし必要最小限である。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

<p>これまでの 要望経緯</p>	平成 23 年度	創設
	平成 26 年度	特別償却割合の引き上げの適用期限を 2 年間（平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日）延長
	平成 28 年度	特別償却割合を引き下げるとともに、対象範囲から航空機、鉄道車両等を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長
	令和元年度	対象範囲から内航船舶・作業船を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長
	令和 3 年度	対象範囲から車両運搬具（四輪車及び軽四輪車）を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 5 年 3 月 31 日まで）延長

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

農林水産省 経営局 金融調整課

林野庁 企画課

水産庁 水産経営課

項目名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置（公的貸付機関等による農林漁業者向け融資に係るもの）											
税目	印紙税（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条第 1 項）											
要望の内容	<p>(措置対象) 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者</p> <p>(措置内容) 株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="885 952 1487 1117"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>( —</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>( —</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	( —	百万円)	(改正増減収額)	( —	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	( —	百万円)										
(改正増減収額)	( —	百万円)										
新設・拡充又は延長を必要とする	<p>(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者に対して、株式会社日本政策金融公庫等が実質無利子・無担保化等による資金繰り支援を行うことで、農林漁業者の資金繰りの円滑化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の農林漁業者の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展、5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展、6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 ⑥担い手の育成・確保等と農業経営の安定化、⑩林業の持続的かつ健全な発展、⑬水産業の成長産業化の実現</p>
		政策の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者に対して、必要かつ十分な特別貸付けを行うことにより、当該農林漁業者の資金繰りを支援する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
		同上の期間中の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者への資金繰りを支援する。
		政策目標の達成状況	株式会社日本政策金融公庫等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者への資金繰りの支援に寄与している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者の租税負担の軽減が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和4年度における予算現額は、下記の通りである。 ・農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業：2,861百万円 ・農業信用保証保険基盤強化事業：106百万円 ・林業施設整備等利子助成事業：289百万円 ・林業信用保証事業：33百万円 ・漁業経営基盤強化金融支援事業：209百万円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者に対して、実質無利子・無担保化等による資金繰り支援を行っている。
要望の措置の妥当性		当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別な貸付けに限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>本措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者の負担の軽減等を図る目的で、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で措置された。</p> <p>令和3年度税制改正において、当初、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長。</p> <p>令和4年度税制改正において、コロナ特別貸付けの取扱期間の延長に併せ令和5年3月末まで延長。</p>	

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・**延長**）

農林水産省経営局金融調整課  
林野庁企画課  
水産庁水産経営課

項目名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置（民間金融機関による農林漁業者向け融資に係るもの）											
税目	印紙税（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第2項）											
要望の内容	<p>（措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者</p> <p>（措置内容） 農協等民間金融機関が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。</p> <table border="1" data-bbox="884 967 1482 1133"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする	<p>(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者に対して、農協等民間金融機関が実質無利子・無担保化等による資金繰り支援を行うことで、農林漁業者の資金繰りの円滑化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の農林漁業者の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展、5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展、6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 ⑥担い手の育成・確保等と農業経営の安定化、⑳林業の持続的かつ健全な発展、㉓水産業の成長産業化の実現</p>
		政策の達成目標	農協等民間金融機関が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者に対して、必要かつ十分な特別貸付けを行うことにより、当該農林漁業者の資金繰りを支援する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
		同上の期間中の達成目標	農協等民間金融機関が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者への資金繰りを支援する。
		政策目標の達成状況	農協等民間金融機関が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者への資金繰りの支援に寄与している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者の租税負担の軽減が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>令和4年度における予算現額は、下記の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業信用保証保険基盤強化事業：106百万円</li> <li>・林業施設整備等利子助成事業：289百万円</li> <li>・林業信用保証事業：33百万円</li> <li>・漁業経営基盤強化金融支援事業：209百万円</li> <li>・漁業者保証円滑化対策事業：563百万円</li> </ul>
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、農協等民間金融機関が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者に対して、実質無利子・無担保化等による資金繰り支援を行っている。
要望の措置の妥当性		当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別な貸付けに限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>本措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者の負担の軽減等を図る目的で、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で措置された。</p> <p>令和3年度税制改正において、当初、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長。</p> <p>令和4年度税制改正において、コロナ特別貸付けの取扱期間の延長に併せ令和5年3月末まで延長。</p>	

令和 5 年度 税制改正要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

(農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課

農林水産技術会議事務局 研究企画課)

項 目 名	福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置	
税 目	所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税	
要 望 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象 福島国際研究教育機構の設立（令和 5 年 4 月予定。以下「機構」という。）に伴い、所得税、法人税、消費税、印紙税及び登録免許税について、税制上の所要の措置を講ずるもの。</li> <li>・ 特例措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税（公共法人等（所得税法別表第一）として非課税措置を適用）</li> <li>○法人税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用）</li> <li>○消費税（消費税法別表第三に掲げる法人として課税の特例措置を適用）</li> <li>○印紙税（非課税措置を適用（印紙税法別表第二））</li> <li>○登録免許税（非課税措置を適用（登録免許税法別表第二））</li> </ul> </li> </ul>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲ 510.7 百万円 ( - 百万円) ( - 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行う機構を新たに設立することにより、福島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献する。		
	(2) 施策の必要性 原子力災害に見舞われた福島浜通り地域等においては、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置の取組など、引き続き多くの課題が残されており、こうした中長期的な対応が必要な原子力災害からの復興・再生については、引き続き、国が前面に立って取り組むこととしている。 このような背景から、「国際教育研究拠点の整備について」（令和2年12月18日復興推進会議決定）において、「創造的復興の中核拠点」として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点を新設することを決定。また、令和4年3月、機構の基本的な考え方や機能を定めた「福島国際研究教育機構基本構想」（令和4年3月29日復興推進会議決定）を策定。令和4年2月、機構の設立に向けた、「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年5月に成立。機構を令和5年4月に設立することを予定している。 機構は、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発や成果の普及、人材の育成等を行うこととしている。具体的には、福島を始め東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。加えて、企業や関係機関を巻き込みながら研究開発の成果の実用化・新産業創出に着実に繋げるとともに、大学院生や地域の未来を担う若者世代、企業の専門人材等を対象とした人材育成の取組を行う。こうした研究開発や産業化、人材育成について、機構を設立することで、その動きを加速していく。 本機構の業務を円滑に実施するため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。		
	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	令和5年4月に機構を設立し、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
同上の期間中の達成目標		新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日策定）に基づく、研究開発等の実施。	
有効性	政策目標の達成状況	令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行 《今後の予定》 令和5年4月 機構の設立	
	要望の措置の適用見込み	1法人（機構）	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事			

			<p>業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島地方公共団体のみが出資できることとしている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に研究開発等の事業を実施することが可能となる。</p> <p>仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である福島をはじめとする東北の復興や研究等に支障を及ぼしかねない。</p>
相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		
	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>(地方税)</p> <p>○法人住民税(法人税割)(法人税法別表第一の公共法人として非課税措置を要望)</p> <p>○事業税(地方税法第72条の4の非課税の法人として要望)</p> <p>○地方消費税※消費税(国税)と連動した要望</p> <p>○不動産取得税(地方税法第73条の3による非課税措置を要望)</p> <p>○固定資産税(地方税法第348条第6項による非課税措置を要望)</p> <p>○都市計画税(地方税法第702条の2による非課税措置を要望)</p> <p>○事業所税※法人税(国税)と連動した要望</p>	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求(事項要求)	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加え、国の予算措置を一体的に実施することにより、機構において、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。	
	要望の措置の妥当性	<p>機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島地方公共団体のみが出資できることとしている極めて公共性の高い法人である。</p> <p>なお、同様の業務等を担う国立研究開発法人は税制上の優遇措置を受けていることから、機構だけ別の扱いとすることは均衡を欠くこととなる。</p>	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要望経緯	—	

令和5年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課

農林水産技術会議事務局 研究企画課）

項目名	福島国際研究教育機構への寄附に係る税制措置								
税目	所得税、法人税、相続税								
要望の内容	<p>・特例措置の対象 福島国際研究教育機構の設立（令和5年4月予定。以下「機構」という。）に伴い、機構に対する個人・法人からの寄附金について、税制上の所要の措置を講ずるもの。</p> <p>・特例措置の内容 機構に対して個人・法人が寄附を行った場合に、以下の課税標準の特例措置の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附金を支出した場合に、一定金額を所得額から控除（所得税）</li> <li>・寄附金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入（法人税）</li> <li>・機構へ相続財産を贈与した場合に、課税価格の計算の基礎への不算入（相続税）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="887 909 1482 1072"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲ 1.2 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲ 1.2 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	▲ 1.2 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 新たに設立される機構は、福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行い、福島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献するものである。</p> <p>本要望は、機構への寄附に対して税制上の優遇措置を講じることにより法人等からの寄附を促進し、研究開発等に必要な資金収入の確保を図るとともに、研究開発等を通じて新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 「福島国際研究教育機構基本構想」（令和4年3月29日復興推進会議決定）において、国内外に誇れる研究開発を実施し、その研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成を実施する機構は、福島の創造的復興に不可欠な拠点となることから、機構が長期・安定的に運営できるよう、東日本大震災復興特別会計による予算措置の終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めることが定められた。また、同基本構想においては、機構は寄附金の受入れ等を活用して、財源の確保に取り組むことも定められている。</p> <p>このように機構が寄附金等の外部資金を積極的に獲得し、研究開発等に必要な資金を確保することは非常に重要であることから、機構に対する法人や個人からの寄附を一層促すため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	令和5年4月に機構を設立し、原子力災害からの福島復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日策定）に基づく、研究開発等の実施。
	有効性	政策目標の達成状況	令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行 《今後の予定》 令和5年4月 機構の設立
		要望の措置の適用見込み	1法人（機構）
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	「福島国際研究教育機構基本構想」において、東日本大震災復興特別会計終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めることとしており、税制上の措置を講ずることにより、機構への寄附を行う法人や個人に対するインセンティブを付与し、寄附による機構の自己収入を増大させることで、財政運営を国費のみに依存することなく、研究開発等に必要な資金収入の拡充を図り、福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。
		当該要望項目以外の税制上の措置	機構への個人・法人からの寄附金について、以下の税制上の特例措置を要望。 ・寄附金を支出した場合に、一定額を所得割から控除（個人住民税） ・寄付金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入（法人住民税、事業税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求（事項要求）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構に対する寄附金等の外部資金の獲得と、国の予算措置を一体的に実施し、研究開発等に必要な資金を確保することで、機構において、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。
	要望の措置の妥当性	機構は福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして研究開発等の業務を行うが、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できている極めて公共性の高い法人であり、機構に寄附を行う法人・個人に対して、税制上の優遇措置を受けられるよう要望することは妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—